

---

---

令和7年大和町議会12月定例会議会議録

---

---

令和7年12月3日（水曜日）

---

---

応招議員（16名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

---

---

出席議員（16名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	健康推進課長	大 友 徹 君
副 町 長	千 葉 喜 一 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
教 育 長	八 卷 利 栄 子 君	商工観光課長 兼企業立地 推 進 室 長	星 正 己 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	都 市 建 設 課 長	江 本 篤 夫 君
総務課長兼 危機対策室長	児 玉 安 弘 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	遠 藤 秀 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	丹 野 俊 宏 君
財 政 課 長	佐々木 克 敏 君	教育総務課長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長	青 木 朋 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	税 務 課 徴収対策室長	阿 部 友 紀 君
子ども家庭課 長兼こども家 庭センター長	小 野 政 則 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	早 坂 基 君		

事務局出席者

議会事務局長	村 田 充 穂	主 任	櫻 井 郁 也
主 事	佐 藤 み な み		

---

---

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

議 長 (今野善行君)

皆さん、おはようございます。

開会前に皆様にご報告します。

教育長八巻利栄子さんが答弁席への移動が困難であるため、今回の定例会に限り自席での答弁並びに着座での答弁について認めることといたしましたのでご承知願います。なお、執行部においても、教育長に代わっての答弁においては教育長が自席で答弁する場合は動くのが大変なので、自席で答弁するようにお願いしたいと思います。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (今野善行君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番宮澤光安君及び4番平渡 亮君を指名します。

---

日程第2「一般質問」

議 長 (今野善行君)

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

10番今野信一君。

10 番 (今野信一君)

皆様、おはようございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず第1件目、児童生徒の学力向上について。

第五次総合計画第2章子育て・保健福祉・教育、6番確かな学力と豊かな心の育成

では、「児童生徒の確かな学力と豊かな心、健やかな身体を育成するため、学校や家庭、地域社会と連携しながら学校教育の充実に努める」と基本目標が掲げられております。

以下について伺います。

1 要旨目、第五次総合計画は現在見直しが行われておりますが、基本目標の変更等の考えはありますか。

2 要旨目、目標達成のため、確かな学力の育成、豊かな心と健やかな体の育成、学習環境と教育支援体制の充実の3部門において数多くの施策が展開されております。これまでの事業の成果をまずはどう評価しておるのでしょうか。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

おはようございます。

それでは今日もよろしくお願いいたします。

それでは今野信一議員の児童生徒の学力向上についてお答えをいたします。

初めに、第五次総合計画につきましては現在改定作業中ではありますが、改定版素案を作成いたしましたので、4日をお願いしております大和町議会全員協議会にて協議事項としてご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに、1 要旨目の第五次総合計画は現在見直しがされているが、基本目標の変更等の考えはあるのかについてお答えをいたします。

今年3月定例会議での一般質問でも答弁いたしました。今回の改定につきましては、総合計画のうち基本計画及び地方版総合戦略の改定が主であり、大幅な改定は行わない考えであります。各分野別施策の基本目標につきましては、国の政策や社会情勢等を勘案し、必要に応じて所要の見直しを行うこととしておりますが、学校教育の分野である確かな学力と豊かな心の育成の基本目標は、義務教育における普遍的な目標であり、現時点では変更しない方針であります。また、人口減少及び少子化の進行を踏まえ、主要施策に持続可能な学校運営を追加をし、施設の改修や再編、通学環境等を明記し検討することとしてございます。

次に、2 要旨目の目標達成のため、（1）豊かな学力の育成、（2）豊かな心と健やかな身体

施策が展開されている。これまでの事業の成果を町はどのように評価しているかについてお答えをいたします。

3部門の評価につきましては、総じて目的に沿って計画どおりに事業が行われ、一定の成果が得られているものと認識をさせていただきます。

初めに、確かな学力の育成につきましては、総合計画において児童生徒が基礎的、基本的な知識や技能、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの豊かな学力を推進する施策であります。

具体の事業では、小学2年生から中学3年生を対象に、年2回標準学力テストを実施しておりますが、この結果を的確に分析をし、児童生徒一人一人の実態に即したきめ細やかな指導を行っており、また、学力向上検討委員会で課題やその対策について検討し、学力及び学習習慣の改善等の対応を行っております。各年度において結果は異なりますが、令和7年度においてはこれまでの取組の成果が表れてきていると聞いております。次年度以降におきましても、さらに学力向上が図られることを期待しております。

次に、豊かな心と健やかな身体の育成につきましては、総合計画において道徳教育や読書活動、各学校や地域の実態を踏まえた様々な体験活動や食育活動を推進する施策であります。

具体には、人づくりプロジェクト授業があり、夢と希望と志を語る会、ユメセン授業も含まれております。子供たちは自分や相手の夢と希望を聞き、認め合い、将来の夢の実現に向かって志を新たにす授業であり、児童生徒や学校、保護者の皆様からも好評をいただいております。今後も継続していきたいと考えております。一方で、中学1年生を対象に実施いたしました志まなび塾につきましては国恩記を学び、愛知県豊田市の企業を訪問するなどしておりましたが、近年の猛暑により生徒の健康に配慮を要する状況もありましたことから、令和7年度は休止としておりました。現在、担当課において、地元大和町に関する学びを深めながら、各学校が行っている企業訪問と組み合わせるなどして拡充の検討を行っているところであります。

次に、学習環境と教育支援の充実につきましては、総合計画において、児童生徒が多様な能力や特性を十分伸ばせる学習環境の整備、充実を図る施策であります。

具体には学校ICT環境整備事業ですが、国が急速に推進したGIGAスクール構想に基づき1人1台端末を整備したことにより、コロナ禍でのオンライン授業やタブレットドリルなどを利用しての自主学習など、各学校において広く活用が図られていることは大きな成果があると考えます。また、今年度は教員にノートパソコン

を整備したことで事務的な面でも利便性が高まり、さらに校務用支援システムの導入により公簿等の電子保管や連絡ツールによる保護者との連携、表簿管理の簡易化が図られ、教員の負担軽減、働き方に大きく影響し、本来教員が担うべきとされております児童生徒と向き合う時間の創出につながったと伺っております。

現在、大型表示装置や児童生徒用タブレット端末の更新計画もございますので、学校とも相談をしながら真に必要なとしている実効性の高い事業を見極めながら、各種事業を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

ご回答ありがとうございました。

では再質問させていただきます。

今回このテーマを取り上げたのは、やはり常任委員会等で学力の調査結果が出るにつけ、学力がちょっと低下しているんじゃないか。昨年度と比べますとちょっと落ちている部分があるなというふうな少し懸念に思いまして、我が町の目標的には確かな学力の向上ということであっておりますので、それがなされていないということはちょっと問題があるのかなというふうに思いました。

町長が学校に求める教育といいましょうか、子供をどのように育てていきたいか、そのようなお考えがもしあればお聞かせください。大きくて大変申し訳ございませんが。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まずはやはり人である以上、やっぱり自分の自己肯定感を持ってやっぱり学ぶことイコールやっぱり生きること。強く自分の意思も持ってもらいながら、決して自分を否定することなく自己を高めてほしいな。そしていろんな企業さん等々、またはいろ

んな職種があるこの大和町の中、いろんな夢を持ってそれを一つ一つ実現をしてもらえるような自ら学ぶ、そんな学習をぜひ進めてほしいなというふうな思いで考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

大変立派なと言ったら失礼ですけれども、いい答えかなというふうに思い聞いておりました。今日の一般質問、仲よくやっていけそうな感じがいたしております。

私も小学校、中学校、いかに子供というのは無限の可能性があるので、それはいかに目標が見えるときまでそれを狭めることなくそのまま上げていくべきなのかなというふうに思っております。

先日、夢と希望と志を語る会、大変感動いたしました。町長はいらっしゃらなかったんですけれども、多分翌日副町長から報告書が二、三十ページのやつがデスクに置かれていたのかなと。あと教育長からは次の日熱い報告があったのかなというふうに思っておりますので大体のことは分かると思いますけれども、目標を持って子供たちがその目標はどういうものかをちゃんと考えて、そしてそれに到達するためにはどうしたらいいのかということ自ら考えてそうして動いていくというそういうような目標を得るといことが、学力の重要性といいましょうか、何のために学ぶのかという目標がしっかり分かっていることによって学力というのが伸びていくのかなというふうに感じました。

町長はいらっしゃってなかったんですけれども、そこ辺りをどういうふうに思われるでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、学力だけが私は全てではないのではないのかなというふうな思いがまずあります。

社会にいろんな職業の方がいらっしゃっていろんな形で支え合って出来上がっているのが社会であろうなというふうな思いがある中、算数が得意な子、または技術家庭が得意な子、体育が得意な子、自己肯定感を持って自分が得意な部分をお互いに伸ばし合いながらどういう職業に就きたいとかどういう仕事をしてみたいというのに当たって最低限やっぱりクリアしなければならないいろんな常識的なところ、そういった意味での学力というところを上げていただく必要はもちろんあると思うんですが、それ以上にやっぱり多様性を認め合いながらその子の得意分野を伸ばして、そこでそれをなりわいにしていけるような、そんな学びが大事ではないのかなというふうな思いを持っておる中、やっぱりいろんな方がいる中、10人いれば10人多様な志があっただろうと思うんですね。その志を持っていただいて、それをいかに達成していくのかというその達成感を幼少期、または思春期に味わっていただくことは非常に重要なことであろうと思いますし、町としてもそういう子供たちを応援していきたいなという思いでおります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

今野信一君。

10 番 (今野信一君)

私も点数にこだわるわけではなく、やはり今認知能力とか非認知能力というような言葉が出て、先ほど町長の自己肯定感というそういったものを養うためには非認知能力的なもの、頑張ってやり抜く力ですとか、よく考えてそういうようなものやっけていく力、あと優しく、数値化できないようなそういう能力的なものというものが大変重要なものになってくるのかなと。計算が幾ら早くできていてもやはり何ていうんでしょうかね、そういう時代ではなくて、そこあたりの非認知能力の重要性というものができてそこから自己肯定感というものが出てくるんじゃないかなというふうには私も思います。

町長もやはり職員の採用なんかにもいろいろ権限があると思いますけれども、そういった場合、学力を重視されるのか、それともそういったようなコミュニケーション能力ですとかそういう過去にどういうことをやってきた人なんだろうとかという自分が今まで学生時代にやってきたこと、そういったようなものを重要視するのか、どのような形で人選しているのか、もし言えるのであれば教えていただきたいなと

思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは今野議員の再質問に、通告にはありませんでしたが答えられる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

もちろん採用試験、私個人で決めているわけではなく、三役並びに総務課長等々で公平な判断のもと採用の合否を決めさせていただいているところでありますけれども、私として特に重視をしているところはその方のやっぱり人間性、またこれまでどういう生き方をされてきたのか。どれだけの人の痛みを感じていただいて、それを何らかの行動に起こしてもらえる人なのかどうなのかという部分を重視しておるつもりであります。その中で、学生時代の部活動への取組であるとか、あと生徒会への取組であるとか、どれだけ本気でやり抜いてきた方なのかどうなのかというところは大きな判断材料に私としてはしているのかなという気しております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

通告外で大変申し訳ございませんでした。

これはやはり約30年ぐらい前は数理能力が高かった人とコミュニティー能力が高かった人とどちらのほうが高収入だろうかと。後年になってどのぐらいの差がつくんだろうと。最初のほうはやはり計算ができるとか学校の成績がよかった人のほうがよろしかったんでしょうけれども、最近では逆転しているというようなことがありましたので、やはりこれからの勉強というものはそういったふうなところが重視されるのかなと思って重要性というものを感じたわけです。それでちょっとお伺いしたわけなんですけれども、最近、今回の目標の中にも地域との連携というようなことがあったりなんかしたんですけれども、子育てのほう为学校と家庭ということが主になってしまい、地域というものがあまり入ってきていないというふうな。子供が行けるとこ

ろが学校と家庭だけで体験する機会が失われているんじゃないかというようなお話を聞いたことがありました。それはどういうことかということ、地域での行事ですとか地区のPTAなんかもありますし、あとスポーツ少年団というものが減ってきている。そういう機会、経済的余裕があればいろいろな機会を得ることはできるんでしょうけれどもそれがなかなかできていないということで体験格差という言葉もできているぐらいです。そういったところでやはり人との交わりによって、町長がおっしゃっていた自己肯定感ですとか、社会の中で自分がどういった立場にいるのかということに勉強したりとか、こういうことをやってみたい、ああいうことがやってみたいという気づきというものが出てくるのかなというふうに思い、それを突き詰めていくためには自分がどういったことをすればいいのかということに勉強のほうにも力が入るのかなというふうなお話でした。

最初にどうしても目的、目標、先ほど言いましたけれどもそういったものが明確になると勉強のほうも進むんじゃないのかというふうなことを言いましたけれども、成功している人たちを見るとプロ野球の話で申し訳ございませんが、イチローが小学校6年生のときに作文を書いた。その1行目、僕の夢は一流のプロ野球選手になることです。小学校6年のときからもう明確にそういったものを打ち出して、そのためにはどうしたらいいのかというようなことが書かれていると。また、プロ野球選手で申し訳ありませんが、大谷翔平のマンダラチャートというのがある、一つの目標からだんだん派生していったら何をするべきか。これをすべき。そのためには何をすべきか。そういったものを目標にして、見たことがあるかなと思うんですけどもそういったようなことをやっておると。一番中心にあるものが高校1年生のときに書いているみたいですけども、ドラフト1位8球団と書いてあるんですね。ドラフト1位指名が8球団来るような、高校卒業時にそういうふうにして。今もうそれどころじゃない活躍をなさっているというような。スポーツ関係だけではなく、これはまた名前までは分かりませんが、映画が好きで映画を見に行っただけで、そうしたら洋画でしたけれども、そこに出てきた中でとっても好きになって何回も見て二、三回目のときにせりふが気になって、自分も中学校1年生の方だったかな。それを見て自分の英語能力でそれを訳してみたらテロップに出てきたのは全然違う言葉だったと。意識しているわけですね。そういったものを考えて、英語に物すごく興味を持ち、国際的な職業に就かれています。

今言った中ではきっかけというものはどこにあるか分からないと。それがどこで提供されるか分からないような状況で、学校と家庭だけになってしまうというのは大変

もったいない話で、幼少の頃から地域との溶け込みというものが重要なんじゃないか。そこで何かのヒントを得て自分というものがなっていくべきなんじゃないかなというふうに成長につなげていければなというふうに思うんですが、今現在、子供同士でも家に行き交うことも少なくなっているそうです。子供が遊びに行ってもいいよというとは今度は自分も引き受けなくちゃいけないということで親御さんたちが何かあまりいい顔をしないとか。来ておやつを出そうかなと思っても今度はアレルギーが怖くて出せないですとかそういうような状況になってなかなか行き来ができない。なかなかそういうような時代であり、難しいところがありますよね。

そういった中で、子供というものをどういう体験をさせたらいいか。学校のほうでもやはり少しコンプライアンスなのかどうか分かりませんが、なかなかそういった広く活動することが難しくなって、運動会なんかでもそうですよね。危険そうな種目はどんどんやめにして、棒倒しが駄目だとか騎馬戦もちょっとというような話ですとか、そういう状況になっていると。そういった中で、やはり地域との連携というけれどもそこが難しくなっているんじゃないかなというふうに思うんですが、町長はいかがお考えでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

大分幅広い質問で広がってきたなというところではありますが、思いにお答えできるかあれですけども、まず一流選手、イチロー選手はじめ大谷選手はじめメジャーなスポーツ選手が夢を持って実現いただくそういった夢を持たれていたという部分は私も非常に大事だろうというふうに思いますが、それ以上に、大きなメジャーなスポーツ選手なりの夢はやっぱりかなわない方のほうが大半で、夢ってやっぱりその時々で私は変わっていったいいと思うんですね。いろんな夢を描いていく中で、逆にそこに到達できないときにまた別な夢をきちんと描いて自分の道を探していったいただくようなそういう子供たちには強さも欲しいなという部分と、加えてやっぱり何もしないから失敗しないではなくて、失敗から学ぶようなそんな強さを持ってもらえるようなお子さん方がそういう経験をしながら育ててほしいなという思いもあった中で、一つの通り道みたいな形でおとしから検定試験の補助制度なりやらせていただいているの

もそういう意味もあったり、何らかぜひ挑戦してほしいという思いを持ってほしいという意味合いもあってそういった事業もさせていただいております。

あと地域との連携の話もありました。本当に難しい時代で、確かに今野議員ご指摘のとおり、うちに呼んで万が一アレルギーの状態なりを知らずアナフィラキシーの症状が発生をしたりしたら大変じゃないかという部分がある中、と言いながらも、人間が社会に出て働いて生活をしていく上ではやっぱり社会にいかに取り組んで、社会の状況を捉えていけるそういうコミュニケーション能力がやっぱり大事になるんだろうなと思う中、幾らかでもそういう機会を広げるような、そういう活動を応援することも大事だろうというふうに思う中、本町の小学校では神楽を通して地域を知っていただいたりでありますとか、緑の少年団として自然の大切さを感じていただきながら植林をしていただいたり、そういったやっぱり地域を知っていただく。地域を好きになっていただくという一方で、通常の学力テストにあるような科目以外のところも私は大事だろうというふうに思いますので、そういった事業には積極的に提案をいただきながら、可能な限り学校教育の中に取り込んでいただければなというふうに思っているところでありますが、今のご質問に対する答えになっているかどうかはちょっと定かではありませんが、そんな思いを持ちながら今野議員のお話を伺っておりました。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

今野信一君。

10 番 (今野信一君)

ありがとうございます。

もちろん夢を持ち、そしてそれが果たせないというかつまずくことは大いにあろうかと思えます。それをすべきだと思うんですね。一つの目的を求めてそのまま行くというのは難しいことだと思うんです。やっぱりそれで折れてまた次の目標に行くべきだと思うんですね。ところがなかなか体験というものが少なくなると、そういう心がちょっと折れるようなことって経験すらもできない。そういう体験すらもできないということはその子にとってはちょっと不幸なのかなと。やはり打たれ強い子になってもらって社会に出たときにささいなことですぐに引き籠もられたりなんかするようなことがない、そういう人間に育つことが大変重要なのかなと思えます。成功例を出したのでちょっと誤解されている部分があるような気がしたんですが、やはりそう

というような子供が育つ上ではそういったことも重要なのかなと思います。

そういった中で、ささいなところからカバーし合えるような、斜め上の大人とかよく言われますけれどもそういった人からのアドバイスですとか、そういったことができるのが地域社会なのかなというふうに考えるんです。直の上の親から何だかんだ言われたり先生から何か言われるよりも、そんなことないよと言ってくれるような斜め上の関係が築けるのが地域であり、そういった方々、そしてその方々も実は先月ですけども、通学途中で転んでけがをした子供がいたんですね。そのときそれをたまたま見ていた人が助けてあげたいというふうに思い、救急箱とか何とかよりも車で学校に送って行って保健室に連れていったほうがいいのかなとかと思った。ところが車でやると誘拐とか何とかとそういうような形になるんじゃないとか、声をかけていいものか手を差し伸べていいものかと。そんな当たり前にやれそうなんだけれどもちゅうちょしてしまうというこの世の中、これは少し問題じゃないかなというふうに思うんですよね。そういったことが素直にできないような今現在というふうになっている。そのときに言われたことが、何かそういうような子供サポーターのあかしみたいなネームプレートじゃないですけども、こども110番の家じゃないですけども、個人にもそういうものがあってだから大丈夫なんだよとか、黄色いジャンパーでも着ていれば何か信じてもらえるのかなとも思うんですけども、そういったことにならずにもそういうような人の配置も必要なんじゃないかというふうに言われたんですが、それも偽造されれば仕方がない話で、なかなか難しいと。

そこでやるべきことは、やはり町としての子供の育て方といいたいでしょうか。そういったようなものを打ち出すものが必要なのかなと。そして学校の役割ですとか家庭の役割ですとか、そして地域の責務的な役割ですか。そういったようなことをしっかりと捉えてやるべきことがあるのかなというふうに思った。そういう必要性というものを感じたんですが、町長はどう思われますか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

本町は共稼ぎで単身の世代も増えてきている中、コミュニティーの関係性が希薄になってきている部分、ここが非常にやっぱり問題だろうというふうに思います。そう

いった中で世代を超えてみんなが顔見知りになるようなそういった事業は非常に大切だろうというふうに思います。そういった意味でも、今年度から実施をさせていただいております町内会のいろいろ活動の促進するような事業の補助金等もうまく使っていただきながら2件目のお話にもつながってくるところもあるかもしれませんが、地域の結びつき、信頼関係、そういったものを醸成していくことは非常に大切ではないかなというふうに考えております。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

今のお話ですと行政区にちょっとになってしまうのかなというふうにも思います。どうしても地域での行事等にはそれでもよろしいのかなと思うんですが、地域全体での先ほどの今回の第2章の子育て関係のほうで児童生徒の確かな学力と豊かな心、健やかな身体、そういったものを学校や家庭、地域社会と連携しながらというようなことにはちょっと単位的には小さいのかなというふうに思われます。学校のやるべきこと、そしてまた地域がやるべきことというものを少し取り組まれて、こういうような形で町というものが動きますので地域の協力を得たいというような、みんなで子供たちを育てていくべきではないかというような、そういうようなものを発信なされてはいかがかなというふうに思ったんですが、そのの件に関してはいかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私も小さい頃をやはり町内でももちろん育てているわけでありましてけれども、地域に育てられ、通学途中で何らかいたずらすれば叱られ、何かいいことをすれば褒められ、そういった地域に育てられたという意識を持っているところでありますが、そういう社会が醸成できることは非常に大事であって、子どもの権利条例等何らかそういった発信をしながらそういうふうな地域みんなでとにかく子供たちを育てましょうという機運をつくることは有効ではないのかなというふうに思いますが、どういう手法がい

いのかはいろいろ研究していく必要があるだろうなというふうに今のお話で伺って思  
っておりました。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

今野信一君。

10 番 (今野信一君)

ありがとうございます。

地域が行うべきこと、学校が行うべきこと、家庭が行うべきこと、あと事業者であ  
るとかいろいろな方面にも多岐にわたるようなことが出てくるのかなというふうに思  
いますが、地域全体で施策というものはいろいろ出てまいりまして、もうこれ以上の  
施策はあるのかなと思うぐらいやっているんじゃないのかなと思います。あとは感情  
ですか。感情といいましょうか、気持ちですね。そういうような子供たちを大切にし  
て育てていこうじゃないかというような統一的な考え方、そういったようなものが一  
番大切なのかなと。子供の学力をどういうふうにしようかといったときに目標を持っ  
てやるべきじゃないのかと言ったように、やはり子供にタブレットを渡したからいい  
んじゃないのかとそういう問題ではなくて、やはり子供を育てるに当たってもやはり  
地域全体で目を配るようなそういう町じゃないといけないかなと思うんですよね。

前の町長に質問して、町長は一体どういう町をつくりたいんですかと聞いたときに、  
子供の笑い声がそこここから聞こえるような、そんな何ていうか、町にしたいとい  
うような、そういうようないい言葉だなというふうに思い、それで全て町の中が平和に  
動いているんだらうなというのが的確に表現されているいい町だなというふうに思っ  
たんですね。やはりそういうようなことを目指して我々も頑張っていかなければなら  
ないなというふうに思ったわけです。

この件に関しましては最後となりますが、総括してご意見いただければなというふ  
うに思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、その前にちょっとだけ、学力テストのところが高いところのお話が冒頭にあった中で、差が正直詰まってきている部分と、加えてあとプラスマイナス5点はある意味誤差の範疇で、今年度差が詰まってきている現状にあっているいろいろな教育委員会サイドまたは学校サイドも努力している部分で成果がちょっと表れてきているよという部分を補足してお伝えをしたいと思います。

加えて今全体を通してというお話でありましたが、前職がお話をされていた子供たちの笑顔があふれる町にしたい。非常にいい言葉であろうと思います。それに加えて子供たちが恥ずかしくなく自分の夢を誰にでも語れるような、そんなような子供たちがよりこの本町に多く増えてくれるような、そんなまちづくりを行政側としても応援してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

今野信一君。

10 番 (今野信一君)

それでは2件目に移りたいと思います。

行政区の運営についてお伺いします。

町は行政区における役員の高齢化・固定化や定年延長による担い手不足、住民の連帯感の希薄など課題解決の一助として「行政区運営事業補助金制度」を設立いたしました。地域住民の活動に対する助成を行い、地域コミュニティーの活性化による持続可能な運営につなげる狙いがございます。

以下についてお伺いいたします。

1 要旨目、本事業の申請を行った行政区は何団体であったか。また、事業内容はどうのようなものであったか。

2 要旨目、行政区の持続可能な運営を考えると、本事業だけでは不十分と思われるかもしれませんが、今後の計画はございますでしょうか。

以上です。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長（浅野俊彦君）

次に、行政区の運営についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、1 要旨目の本事業への申請を行った行政区は何団体あったか。また、事業内容はどのようなものがあったかについてお答えをいたします。

本年度は4月15日に開催いたしました区長会議において補助事業について説明をし、補助制度の詳細について各区長の意見聴取を4月30日まで行いました。その後、6月定例会において全員協議会を開催していただき、議員の皆様へ区長からのご意見等を集約し、補助事業の概要をご説明申し上げご理解をいただいた後、7月31日まで補助金交付申請を受け付けいたしました。その間も各区長から初めての事業でもあり、事業の可否等について紹介されるなどいたしました。26行政区から申請があり、補助金額といたしまして398万7,500円の交付をしたところであります。

主な事業といたしましては、地域の防災意識の向上、交流促進のため防災訓練を兼ねての秋祭りの実施のほか、炊き出し訓練の開催、夏祭り、地区芸能大会、カラオケ大会、芋煮会など、それぞれの地区が工夫を凝らした行事を開催していただきました。また、本補助金を活用し、これまで開催していた事業を拡大して実施をしたり新たな事業として実施したケースなど、事業実施に向け各区長が地区役員と相談するなど、地区の皆様が連携を深め、創意と工夫により積極的に実施していただいたものと感じております。

次に、2 要旨目の行政区の持続可能な運営に関する質問についてであります。

今後の行政運営においても行政区の活性化は必要不可欠であると認識しておりますので、町からの補助金交付のみならず、行政区運営に必要な情報の提供の重要性がますます増していると感じております。

現状といたしまして、本町内の行政区のみならず、全国的な問題として担い手不足が大きな課題となってきております。行政区長をはじめ、民生委員など町と住民とのパイプ役としての各種委員の高齢化、役員の固定化、各種事業の参加率低下のほか、少子化による子ども会、PTA、学校行事の縮小、地域行事の存続リスクや自主防災組織役員の成り手不足による災害時の初動体制の脆弱化なども心配されております。このような成り手不足の状況下での対策として、役割分担の小分けや任期の短期化などにより参加のハードルを下げること参加機会を増やすことも一つの方法でありますし、子育て世代、Uターン、移住者が入りやすくやめにくい仕組みづくり、防災、見守り、福祉といった実益を実感できる運営などの工夫も必要になってきていると感じ

じております。また、若い世代が取り組みやすい手法の導入として、SNSを活用した情報共有、情報発信、地域内の若手を講師に高齢者向けスマホ講座を開催などの世代間交流、防災時の連絡網作成による見守り活動なども有効であると考えております。

行政区内交流促進事業支援補助金につきましては今年度が初年度であり、スタートが遅かったこともあり62行政区中26行政区の申請にとどまったところでありますが、来年度は年度当初からのスタートを考えておりますし、区長からの要望もありましたことから、他地区での行事等の実施状況や実施内容について情報共有が必要であると考えておりますので、本事業のみならず、敬老会、生き生きサロンをはじめ、各地区で実施しております事業内容を紹介するなど他地区の活動状況等についての情報共有の機会を確保するため、今後、各区長に対し文書等にもより紹介してまいります。また、今年度の事業が終了した後の実績報告の際は、各地区にヒアリングを実施し、来年度以降よりよい制度となり地域が元気になるような制度の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

今野信一君。

10 番 (今野信一君)

ご回答いただきました。ありがとうございます。

再質問させていただきます。

1 要旨目だったんですけども、何団体本事業にということ26の団体ですね。これはそもそも行政区における役員の高齢化・固定化や定年延長により担い手不足、住民の連帯感の希薄などの課題解決のためということでしょうか。こういうような事業が出されたと思うんですけども、その趣旨というものは十分に各区には伝わっていたのかな。町長の感じ取ったもので結構ですので、皆さんご理解いただいていたのか、そこあたりはいかがでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、趣旨についてはご理解をいただけるよう説明を尽くしたとは思っておりますが、あと受け手側のお話でもあります、結果として期間も短い中26の団体が応募をいただいておりますので、おおよそご理解をいただけたんだろうというふうに考えております。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

初年度ですしちょっと遅れてスタートしたというようなこともございます。そしてまだ年度が終わっておりませんのでその集計といいましょうか、全体的な何ていうか反省点が上がってくるのはまだだと思っておりますので、総括していろいろと出てくるのはこれからなので、あと最後のほうにも書かれておりましたようにいろいろヒアリングしてそういう情報なんかも流していい方向に持っていただければなというふうには考えております。

せつかくのいい企画じゃないかなと思っておりますので、やはり各行政区一番困っているのは人が減ってきている行政区も大分ありますし、増えてはいるけれども参加してくだらない方々、そういったような問題も大きいのかなと。その一つが役員関係の選出なんかも大きいのかなというふうに、毎年区長さんが変わるときにはいろいろともめるではありませんけれども、各区内でいろいろ話合いなんかが行われているようですね。

行政区と町内会という分け方があるのかなと。行政区、町のほうとしてやってほしい事業というものがこうこう。そういった中で出てくるのが区長さんですとか民生児童委員ですとか環境美化推進員、保健推進員とか統計調査員、そういったようなものもお願いするんですけども、それがなかなか更新できずに長年やっていただくような形になっているということもやはり問題点として挙げられておりますけれども、それを、何て言うんでしょうかね。でも、今後やはり町としてもやっていく上ではどうしてもお願いしなくちゃいけない部分だと思うんですね。保険的な面ですとか自主防災的な問題とか、そういったようなものも難しいのかなというふうに思われます。役員のほう、役員だけではないんですけども、そういう仕事を町としてどういうふうに関後やっていければというふうに、いろいろ今後お願いする部分が出てくるのか

など思うんですけれども、少子高齢化というふうになっておりまして、人員も減っている中でそれをやっていく。それをどのような問題点が今後出てくるのかというようなところを町長はどういうふうに把握なさっているのでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

2要旨目の中にもありますが、今野議員おっしゃるとおり行政区もやっぱり持続可能な運営が大事なんだろうというふうに思います。今、気象変動等もあり、激甚化頻発化する自然災害のその他、人的災害もいろいろある中で、自助、共助、公助の中でやっぱり公助の前に自助。自分の命は自分で守る。共助という意味では、地域の方々でいかにその地域をつくっていくのかというのを主体で考えていただくのはやはり地域の方々であろうと。あくまでもサポート側に回るのが今の行政サイドのスタンスで、もちろんほかでうまくいっている事例等々を紹介をしながら持続可能な在り方をこういうやり方もどうですかみたいな横展開をするようなところが大事かなというふうに思います。まずあくまでもやっぱり地域のそういった団体での運営というところでいくと、やっぱりその地域、そのエリアに住まれてる方々が本当に危機感を感じていただいてどういう形がいいのかというのを考えていただくのが一番で、行政サイドとしてはそれをサポートする、またはお願いをするというふうなスタンスでやっぱり主はその地域に住まれている方々にいろいろ考えていただくことが持続可能な運営につながるのではないのかなというふうに思っておるところであります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

前に1回人口の問題でお尋ねして、今後何もしなければ2万、3000人ぐらいになるでしょうみたいなお話があったとき、吉岡とか杜の丘、もみじヶ丘、そこ以外はどんどん減っていつている状態だと。そうなるとう員的なもの、実際に働いてくれる方々

が減ってきていると。そういうような状況になってくれば持続可能というようなものが大変難しくなってくる。そういったようなときにそこに住まうような政策というのが打たれるのかどうか。今回立地適正化計画、そういったようなもの、コンパクトプラスネットワークというような手法というものを考えられるというようなこと。また今年の7月あたりに各地域で懇談会が開かれましたよね。その中で落合の小学校の日本語学校に関して述べられたところで、大和町はまだ外国人の占める率が少ないけれども、まだほかにもたくさん1割を超えている自治体もあるんだけれどもというようにお話もあって、何か外国人を呼び込むというような形のお考え的なものとかそういったものもあるのかなというふうにちょっと思ってしまったんですが、そういうような人口を増やすという居住してくれる方を増やすようなお考えはあるのかどうか、お伺いします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

通告の範囲から大分広がってきているかなというところは感じる部分もありますが、何度もお話しさせていただいているとおりに、各地区のいろんな人口増の策はもちろん考えております。人口が増えたときに町内会なり行政区にいかに取り込んでいただくのかというのは行政区なり町内会で考えていただかなければならない事項であろうというふうに思います。加えて外国人のお話が先ほどお話をされておりましたが、今日本全国お話もさせていただいたときに、全国を見ますと各市町村に住民基本台帳上の住民の3%が大体どこもそういう自治体が外国人の籍の方が置かれている中で、大和町はまだそこまでいっておりませんのでそこに近くなる可能性もありますし、さらに加えて言えば、工業団地を有する地方自治体については10%程度まで上がっている団体もあるので、行政としてはそういう状態も想定をしてトラブルがないような取組を行わなければならないのではないかと一環でそういったお話をさせていただいております。

以上であります。

そういう可能性はあるんだろうと、準備はしなきゃないだろうとっております。

議 長 (今野善行君)

今野信一君。

10 番 (今野信一君)

私は人が減ってくる。それに対してやはりそうなる持続可能な運営ができなくなる。それに対しての人口というものをいかに増やしていかなければならないのか、そういう中ではやはり行政区の見直し、区割り、そういったようなことも必要なのかなとか、先ほど言いましたように立地適正化法に基づく計画を立てて居住区を少し変えていくとか、それは大変年数もかかるようなものでありなかなか難しい。町長はお若いですから最後までやり切れるとは思いますが、そういうような時間がかかるかなと。やはりそういった人がいなければ運営というのはまず難しくなる。できなくなるということもあって、そしてまた今の社会の流れでは単身世帯というものが増えてきている。高齢だけじゃなくて、独身の方が何かそういった方々で50代、60代の方が結構増えていらっしゃる。そういった方々も後にその運営に携わってくれればいいんですけど、それがなかなかできなくなるということは役場の仕事が増えるのかなというふうに思いますので、そういった所の懸念というものはあるんですね。ですので、外国人を住まわせる、そういったことはパーセンテージ的にはそういうものがまだ大丈夫だというようなお話。それに対してやはりいろいろとやっていかなければならないことも出てくるのかなというふうにも思いますし、各インターネットで調べてみると問題が起きているところもあると。急激なやはり変化というものは難しいと思いますので、そういうようなお考えがあるならば徐々に手を打っていかれるほうがよろしいのかなと。やはり担い手不足、労働力というものであるならばやはりそういうような部分を受け入れていって、町内で溶け込んでいただくのが一番いいのかなと私も考えておりますので、そこ辺りを考えて町の運営というか今後の方向性、うまくやっていっていただきたいと思います。

最後、総括になりますけれどもお話をお伺いしたいと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、

もちろん町としてまちづくりで考えるいろんな大和町の地域の振興、または人口増加策、様々考えていくのはもちろん我々行政サイドの仕事であろうというふうに思いますし、加えて地域が元気になっていただく上ではやはり行政に頼るだけではなくて、やっぱり是非地域の皆さんが主役だということで、自分事としていろんな厄介なことも中にはもちろんあるかも分かりませんが、地域の中で考えていただくということが結果的に持続可能でなおかつ地域が活性化することにつながっていくだろうというふうに思いますので、そういった点でも地域の皆様方の自主的な前向きな活動もお願いする局面もこれからもあるかと思いますが、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上であります。

議長（今野善行君）

以上で、今野信一君の一般質問を終わります。

暫時休憩したいと思います。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議長（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

7番佐々木久夫君。

7番（佐々木久夫君）

通告10番目であります。通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

私からは2件ということでございます。

1件目、トイレを和式から洋式へ。

近年家庭でのトイレは一般的に洋式化されている。町の各施設は高齢者をはじめとする利用者に優しいトイレになっているか、以下について伺います。

1 要旨目、町の公共施設において、施設分類別のトイレの数と和式と洋式の比率は

どうか。

2 要旨目、町民が多く集まるまほろばホールやひだまりの丘、吉田コミュニティーセンター等の集会施設は利用者が多いので早急に改修すべきではないか。

3 要旨目、施設の長寿命化工事にはトイレ改修も含むと思うが、改修には多額の工事費が必要で財源を含む長期計画の作成はされているか。または今後の計画は。

以上、お願いします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは佐々木久夫議員のトイレを和式から洋式へのご質問にお答えいたします。

初めに、1 要旨目の町の公共施設において、施設分類別のトイレの数と和式と洋式の比率はどうかについて、お答えをいたします。

本町が所管する公共施設のうち、トイレを設置している施設につきましては屋外の公園附属施設などを含めると129施設あり、このうち大便器の設置数は合計で1,028個となっております。また、洋式の個数や比率を施設分類別に見ますと、小学校と中学校では合計で378個、うち洋式は250個、比率は66.1%でした。また、まほろばホールなどの文化施設につきましては47個のうち洋式は35個、比率は74.5%となっております。

次に、各地区コミュニティーセンターなど集会施設では合計で98個、うち洋式は81個、比率は82.7%で教育ふれあいセンターについては52個、うち洋式は36個で比率は69.2%でした。

続いて、保健福祉総合センターひだまりの丘につきましては28個のうち洋式は24個、比率は85.7%。総合運動公園などスポーツ施設につきましては合計49個のうち洋式は40個、比率は81.6%となっており、公園緑地や屋外附属施設のトイレにつきましては91個のうち洋式は58個、比率は63.7%となっております。なお、本庁舎と上下水道課庁舎、町営住宅については全て洋式化されております。

上記以外にも施設区分はございますが、これらを含めた最終的な内訳は、和式が230個、洋式が798個となり、設置個数から見た洋式の比率は本町全体として77.6%となっております。

続いて、2 要旨目の町民が多く集まるまほろばホール、ひだまりの丘、吉田コミュニ

ニティーセンター等の集会施設は、利用者が多いので、早急に改修すべきではないかについてお答えをいたします。

近年、バリアフリー法や高齢者、障害者への配慮の観点などから洋式トイレの設置が推奨されている状況につきましては認識しております。議員ご指摘のとおり、集会施設については多くの町民が利用しており、特にまほろばホールについては年間で約4万5,000人が来場する施設でありますことから、他の集会施設を含め洋式化率を100%に近づける努力が必要であると考えております。よって、令和8年度以降となりますが、改修費用を計上して順次改修してまいりたいと考えております。

続きまして、3要旨目の施設の長寿命化工事にはトイレ改修も含むと思うが、改修には多額の工事費が必要で財源を含む長期計画の策定をされているか。または今後の計画はについてお答えをいたします。

本町では、公共施設等の更新、統廃合等を計画的に行うことにより、更新費用の増加の抑制と財政負担の縮減、平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置の実現を図るため、平成29年に大和町公共施設等総合管理計画を策定したほか、個別施設ごとの管理方針として個別施設計画、長寿命化計画を併せて策定しているところであります。

今後の計画につきましては、建物に係る修繕といたしまして、令和10年度までに11件、概算費用としては設計費を含め約36億円を見込んでおり、具体的にはひだまりの丘やもみじヶ丘保育所などの大規模改修を予定しておりますが、ここ数年は人件費や物件費が上昇する一方で法人町民税の減収が続いており、施設改修については予算上の理由等により一部計画を先送りしている状況にあります。このような状況から、施設の大規模改修等については町税の年度間の収支差を意識し、施設更新に伴う起債の発行や財政調整基金の取り崩しなど、後年度への財政への影響を踏まえつつ中長期的な視点で必要となる財源の確保、調整を図りながら、優先順位をつけて事業化を進めているところであります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

数量、大変明確にお答えをいただきました。

何でこの数量を求めたかということでもありますけれども、大和町にトイレがどれぐらいあるのかなというふうに思いまして質問しましたんですけれども、この比率ですけれども、町長、理想の比率は幾らぐらいと想定していますか。完全100%ですか、それとも。そこら辺をお聞きしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

理想としては、将来的には100%を目指すところなんですが、一方で日本の文化的なところが全くなくなっていいのかなと思う反面と、あと施設単位で100%というよりはどれだけ利用率、利用する方にやっぱり迷惑がかからないのかというところと、あとやっぱり財政負担のバランスをどう考えていくのかというところ、その点も気にして計画をしていかなければならないのかなというふうに思っているところであります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

100%は理想でありますけれども、いろんな考えがあると思います。それで何で和式から洋式かということ調べていただいたのは、なかなか和式って我々の年代になると非常に苦しいということで、そのほかにいろいろ調べてみたら、子供たちもどっちかというともう家庭がほとんど洋式なので、和式の中に入らないで洋式に入る。それを待っている時間があるというような話を聞きましたので実際はどうなのかということでもありますけれども、どうでしょうか。町長は和式ですか。洋式のほうですか。どちらがお好きでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

私もどちらかといえばやっぱり洋式を利用するほうが多いかと思えます。

以上であります。

議 長（今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番（佐々木久夫君）

私もできれば座ったほうが楽ですよ。それと同時に、中には肌が触れるのが嫌だという人もいますのでございますので100%にしなくてもいいのかなと思っておりますけれども、そういう人もある程度年齢を越せば当然座るような形になるんじゃないかなと思っております。

それで、建物を建てる時、トイレの面積というかそういうのを設計の段階であるということを町長ご存じでしょうか。

議 長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長（浅野俊彦君）

直接的な数字は存じておりませんが、基準はあるんであろうというふうには認識はしておりました。

議 長（今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番（佐々木久夫君）

たしか建物によって、また集まる人数によって変わってくるそうでございますので、そういう基準もあるんだということを知っていただだけでもいいのかなと思っております。

それでトイレってさっきも言ったように水回りでありますのでかなりの金がかかり

ます。長期計画をしていただくということで今回の質問をさせていただいておりますけれども、逆にトイレ、我々は見えにくい部分もあるんでしょうけれども、食べたり飲んだりすれば最終的にお世話になるという場所でありますので、これを待つことによって体調を崩される方もいるんじゃないかということでもありますので、スムーズな人の流れをつくるためには当然早めに改修してほしいというように感じております。

それと同時にもう一つ聞きたいのは、今までトイレの苦情、または要望等あったでしょうか。町民から。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

まほろばホール等の大きなコンサート等があった場合に数がなかなか足りないんじゃないの、または和式から洋式に変えた関係でなかなか狭くなっているんじゃないのという声を聞いたり、あと屋外の公園で一部ちょっと臭いがするんじゃないのなんていうお話は伺ったことがあります。どういう方法がいいのか対応はいろいろ考えていかなければならないんだらうなというふうに思いますが、いろんな形でご意見を伺えるよう今後も努めてまいりたいというふうに思います。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

そういうのは常日頃そういうのはあるんじゃないかなと思っております。今まほろばホールも出てしまったんですけれども、この間もコンサートやらやるとどうしても女子トイレのほうが列をなす。間違いなく。それでいろいろ調べてるうちに、便器の比率というのがありますよね。女性の個室、男性の個室、あとは小便器の数と。それで今から設計していただくのに注意していただきたいのは、どうしてもトイレって同じ面積で設計するらしいんですね。男女関係なく。できれば女性のほうが多くの面積を取っていただいて個室を増やしてもらおうと。そういうような設計の段階でしたほうがいいんじゃないかと思ってございます。今後いろんな形で改修工事があるわけですから、そこら辺でやっていただければうれしいなと思っております。

比率についてはなかなかトイレを調べると我々は女子トイレは入ったことがないので分かりませんが、男子のほうを見ると和室に入っている人は少ないという現実であります。これも学校サイドも同じじゃないかなと思っておりまして、ぜひ文化施設を含めて比率を少し90ぐらいに早めに持っていきなという要望でございますので、そこら辺を何年かかるか分かりませんが、そういう目標は町長、立てていただけるでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

生理現象、もちろん我慢はできないわけでありまして、今の新しい住宅でいくともう洋式トイレしかないというお宅もある中、男の子であっても男性であっても小も座ってしなさいというような生活様式がいろいろ変わっている現状もあるようであります。そういったところも踏まえ、長寿命化の工事と併せて計画的に改修を進められるよう計画は立ててまいりたいというふうに思えます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

確かに施設によっては急ぐところ、あと時間がかかるというところがあると思えます。特に本町では統廃合計画というのがあるので、中には改修しなくてもいい場所が出てくると思えますけれども、取りあえずいろんな形で集まることを中心に早めにやっていただきたいということと、設計の段階でいろいろ考えてほしい。

それでもう一つお願いできれば、和式、時間がかかるのであれば手すりぐらいは早めにつくっていただきたい。そういうことが町民サービスで非常に大切じゃないかなと思っております。

それと同じで今後は男子トイレもやっぱり仕切りがあったほうがいいのかないかなという感じでおりますので、これはサービスエリアに行くともう隣が見えないような仕

切りまで作っているというところもありますので、そこら辺にお金はかかっていますけれども、仕切りはちょこっとつい立てすればいいわけですから、そこら辺も考えてもらいたいなと思っております。

それでトイレの今いろんな形で委託していると思いますけれども、臭いだけの問題が指摘されたという話でありますけれども、汚いという話は今までなかったでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私の耳に入らないだけかも知れませんが、公園等のトイレでは中には耳にしたところがありますが、その他ではなかなか耳に入ってきていないところでございます。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

多分委託しているか地域地域で公園管理をやっているところがあってそういうことがあるのかなと思っておりますけれども、排せつ物があるので汚いんでありますけれども、できればきれいにしていただきたいなと思います。それと同時に清掃用具があれば自分で清掃しながら、拭きながら利用するということもありますので、そこら辺が我々も考えなきゃないなと感じておりますけれども、ぜひいろんな形で発表会含め、まほろばホールの改修とひだまりは早くやっていただくと。8年度に計画するという話があるので安心しましたんですけども、ぜひ順次早めにしていただきたいと思います。トイレについてはこれで終わりたいと思いますので、3要旨目まで交えて話をさせていただきました。

2件目に入りたいと思います。

2件目でございます。全ての子供が楽しく遊べる公園へでございます。

町には多くの公園がありますが、子供たちの遊んでいる姿を見ているとうれしく感じる。そこで、子供たちが障壁や国籍、年齢、性別にとらわれず様々な人と触れ合い

遊ぶことは、将来成長したときに思いやりの心を持つ優しい大人になるのではないかと考える。本町において、インクルーシブ遊具を備えたインクルーシブ公園を整備し、全ての子供たちが共に遊べる環境が必要と思うが、町としての考えを伺います。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは次に、全ての子供たちが楽しく遊べる公園へのご質問にお答えをいたします。

ご質問のインクルーシブ公園のインクルーシブには、日本語で全てを包み込むなどの意味から障害の有無、国籍、年齢、性別などにかかわらず、分け隔てなくそれぞれの違いを認め合い、誰も排除しない社会を目指すとした考え方とされております。その考えに基づくインクルーシブ公園は、障害の有無、年齢にとらわれず、あらゆる人が家族や友達などと一緒に安全に快適に楽しめるよう設計、整備された公園と考えております。本町では住宅地に近接する公園、広場等に都市公園や児童遊園を、また南川ダムや宮床ダム周辺等には観光に訪れる方々の憩いの場として公園整備を行ってまいりました。これまで行ってきた公園整備につきましては、都市公園における遊具の安全確保に関する指針等に基づき、子供たちにとって安全で楽しい遊び場の確保のほか、一般に利用される方々の利便性や安全性の向上を図るために、子供の対象年齢別の遊具や大人用途としての健康遊具の整備、トイレ等のバリアフリー化等に取り組んでまいりました。

ご質問のとおり、インクルーシブな遊具を備えた公園につきましては、障害の有無等に関係なく、あらゆる子供が多様な人と交流することで様々な経験が得られ、主体的に判断し、行動する力が養われることが期待できます。また、地域におきましても障害がある子供に対する理解促進が図られるのではないかと考えております。

インクルーシブ公園の整備につきましては、様々な人たちが多様な個性を理解し尊重していくことや、違った個性を持つ利用者が一緒に利用し楽しむことができる環境の整備にもつながるものと考えますが、具体的な取組につきましては、整備する遊具の導入費用や既存公園の利用状況等々様々な課題について総合的に判断する必要がございますので、インクルーシブな公園の考え方を踏まえつつ、その導入手法等につきましては庁内関係課内において緊密に連携をし、情報を共有しながら検討してまいり

たいと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

かなり難しい片仮名であるこの公園でありますけれども、一昔は家庭に障害児があるとあんまり出したがらない、家庭にしまっておきたというのが通年でありましたんですけれども、最近いろんなテレビ等を見たり辺りを見ますと結構障害者も出て一緒に家族でもって歩くというのが見えてきたので、環境が随分変わったのかなという感じであります。我々の時代はどうしても隠したい、家族にそういう人がいないほうが、何ていいますか、隠したいということがあったんでありますけれども、最近は堂々と一緒に歩くという姿が見えて、ある面では大変だと思ひながら見ております。

それで、みんなに触れ合える公園を。これは遊具をつくって幼児の時代から一緒に遊ぶことを学んでというか、一緒に遊ぶことによって交流が深まることによっていろんな身体機能とかそういうのを逆に医者でないのでよく分かりませんが、精神的な面からある程度回復というか、いい方向に向かうんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺の質問をさせていただいております。なかなかインクルーシブの公園ってどんなのかなと言ひながらいろいろ調べてみました。当然町長も何かの形で調べてみたと思うので、この公園についての町長の考えがあればお聞きしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

本当、障害の有無であるとか国籍、年齢、性別、そういったものを気にしない本当に分け隔てなく生活できるような一つの障害なりも一人のその人の個性として認識をしながらあまり意識をしない中で共有する社会がこれからの社会であろうというふうに思うところであります。そういった意味でもインクルーシブ公園というそういう発

想を持ちながら、今後のそういった整備にも生かしていくべきではないのかなというふうに伺っておりました。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

大和町にも公園はいっぱいあると思います。そしてこの公園というのはある程度の造成するときの規則がありまして、公園緑化を設けなさいという規則があるので、ただ造って遊具をばばっと置いているような状況がほとんどでないかなと思っております。中にはアパートの前辺りで遊具などは整備されてあるように見ておりますけれども、実際そこら辺で夏場遊んでいる子供たちを見ますと、私から見るとひ孫になるんですか、そういう子供を見ますと本当にうれしく感じます。公園というのは本当に大切だなと。そしてまた我々の年代となりますと、仕事がなければやっぱり公園で散歩しながらいろいろやりたいなど。子供を見ながら、孫を見ながら一緒に散歩したいなど感じて交流を深められれば将来の子供たちには物すごくいい影響があるのかなと感じております。

それで、インクルーシブの公園整備には厚生省とか建設省、あらゆる角度から補助金が出るんじゃないかなと思っておりますし、また、なかなか東京都、関東方面にはあるんです。この公園はあるんですけれども、東北または宮城県にはあまりないということで、あまり見られないということがあるので、できれば大和町がイの一番に計画してやってほしいと思っております。ぜひ早めに計画してやってほしいと思います。この声は結構遊具を含めるとお金がかかるという話は聞いております。維持工事から何から全て含めるとかなり金がかかるということでもありますので、この金にはやっぱりふるさと納税の項目の中に入れていただいて、そうすると応援する納税者が多くなるんじゃないかなと私は勝手に思うんですけれども、町長の思いをひとつお聞かせください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長（浅野俊彦君）

ただいまの佐々木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

導入に当たってはいろんな手法があるんだと思います。庁内関係課、そういったところでいろんなアンテナを張り巡らせて連携を密にしながら、どういう形で整備ができるのか今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議 長（今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番（佐々木久夫君）

検討すると言われたのでもうこれ以上質問ないのかなと思ってはいますが、それで公園の話が出たんですけれども、公園に関する委託、いろんなのがありますよね。昨日ですか、ネーミングの話がありました。公園を一括でネーミングしたらその会社でもって公園管理してもらえたら物すごくいいなと考えたんですけれども、そこら辺も検討していただければいいのかなと思っております。会社の宣伝はしてもらって構わないんですけれども、その公園の整備、この費用が今後ばんばん造成すればするほど増えていきますので、そこら辺も考えてほしいなと思っておりますので、私の考えばかり言って申し訳ないんですけれども、そういう考えの下に公園の整備は大変密にやっていただくということで検討するという事は聞いておりますけれども、前向きに検討しますをつけていただければもっとうれしいかなと思うんですが、町長どうでしょうか。

議 長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長（浅野俊彦君）

ただいまの佐々木議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

検討には決して前向きも後ろ向きもなく、実施に向けて何らかの手法がいいのかという意味で検討していきたいというふうに思いますので、もう少し手法を含めお時間をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）  
佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

後先になってしまいましたんですけれども、インクルーシブの公園、遊具、そういう話をさせていただきました。幼児の時代からそういう姿、そして一緒に遊ぶことによって、昨日もいじめの問題も出ておりました。大分減るんじゃないかと。小さいときからそういう触れ合うことによっていじめがなくなったり、あとは自殺も含めてなかなか将来に向かってこの公園を含む、遊ぶ、野外で遊ぶ、いろんな形で持っていけば何とか少なくなるんじゃないかと私は勝手に思っておりますけれども、そこら辺を見ましていかにして子供たちを有意義に生活をさせるかということが非常に大切だと私は思っております。

それで、発達障害全てを含むわけですからこの公園は前向きにというよりは検討するという言葉をいただいたわけでありましてけれども、ぜひ自然豊かなこの大和町を含めまして、心の育む機会ということがこの公園が非常につくってもらえるんじゃないかと私は考えておりますけれども、そこら辺を含めてこの公園、そして家族、そして地域住民という言葉がいっぱい出ております。そして見守りをさせていただいて、すばらしい将来に向かっての子供の育成を考えながらいきたいなと私は思っておりますけれども、町長も同じだと思いますけれども、私より熱い熱意を聞きたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議 長 （今野善行君）  
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの佐々木議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

冒頭の回答と繰り返しになる部分もありますけれども、本当に障害の有無、国籍、年齢、性別関係なくいろんな方が遊具等を通じて心と心の遊びながらキャッチボールできるようなそういう環境で育っていくことが、そういった分け隔てのないみんな同じなんだというそういう機運を醸成することが、その地域の平和と安定にももちろんつながっていくんだろうなというふうに思えます。

そういった意味で一つの方法としてインクルーシブ公園、またインクルーシブ遊具というのも一つの有効な方法であろうなというふうに思いますので、どういう形で整備をしていくのか、予算的な措置も含め様々な手法を関係課連携しながら今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

私からはあまりうまくない質問で申し訳ありませんけれども、時間を余しておりますけれども、これで終わらせていただきます。終わります。

議 長 （今野善行君）

以上で、佐々木久夫君の一般質問を終わります。

若干中途半端になりますので、冒頭の部分での質問と回答の部分だけ進めたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

5 番櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

若干心の準備ができていませんけれども、通告に従いまして1件の質問をいたします。

登下校時の安全対策強化を。

近年、町内において下校途中の小中学生に対して声がけをしたり付きまといやわいせつな露出事件などが発生し、つい最近では令和7年10月に女子中学生に対して明らかに不審な声がけをする事案が発生しております。また、熊の目撃情報が連日のように飛び交っていて、人間の生活圏にまで出没しているために、登下校時の危険度は以前と比べ格段に高くなっていると思われるが、以下について町の考えを伺います。

1 要旨目、現在、小中学生の登下校時の安全対策について、どのような取組を行っているか。また今後追加すべき対策や改善策は考えているか。

2 要旨目、暗い道を徒歩で帰る生徒もいるようであるが、そのような状況を把握し、安全な対策を取っているのか。

3 要旨目、保護者や地域住民からの意見や要望を今後どのように取り入れていくのか。

3点です。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 (八巻利栄子君)

この度は皆様のご配慮に大変感謝申し上げます。失礼ながら、自席で着座でお答えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは櫻井議員の登下校時の安全対策強化をのご質問にお答えいたします。

登下校時におけます児童生徒の安全確保は最重要課題の一つであると認識しております。特に放課後の時間帯は児童生徒が集団から離れて1人になったり薄暮の中を帰宅するなど、危険がより高まる時間帯です。また、熊の目撃情報につきましても例年よりはるかに多くなっており、児童生徒の通学においても危惧される状況が続いていることは承知しております。

初めに、1 要旨目の現在小中学生の登下校時の安全対策について、どのような取組を行っているか。また、今後追加すべき対策や改善策は考えているかについてお答えいたします。

まず、小中学生の登下校時の安全対策につきましては、年度当初に教職員による通学路点検やPTAと関係機関で危険箇所点検を実施して情報共有を図っております。また、各学校におきましては、防災主任を中心に危機管理マニュアルを作成し、教職員で共通理解を図り、各種訓練や社会状況に応じた対応について適宜児童生徒に指導しているところでございます。中学校におきましては、部活動の年間計画に日没時間に合わせた終了時間を設定し、下校時間を定めるといった対応を行っております。また、登校時と小学生の下校時にはPTAやスクールガード、地域の皆様のご協力のもと、見守り活動の支援を行っていただいております。毎日同じルートを通して通学することや知らない人に声をかけられたときは直ちに逃げる、親や教員など信頼できる大人にすぐ伝えることなどを指導しております。

今後追加すべき対策や改善策についてですが、まずは改めて先ほどの指導事項について確認を行い、指導の徹底を図るよう学校に指示するとともに、保護者に対しても協力を依頼するよう働きかけを行ってまいりたいと考えます。

また、熊の出没に対する対応につきましては、以前から行っております熊スプレーや爆竹の配備、熊の目撃情報が寄せられた場合は保護者に直接引き渡すことを引き続き継続しながら、学校の状況や要望を聞き取り必要な対応を行ってまいりたいと考えます。実際に学校におきましては外の活動を中止し体育館に変更したり、朝夕の登下校時に爆竹を鳴らし熊を学校の近くに寄せない対応のほか、熊の目撃情報や出没回数等により保護者送迎や学校での引渡しへの切替えなどを実施しております。また、宮床中学校ではスクールバスの乗降場近くで熊が出没しておりましたことから、生徒の安全確保のため、スクールバスを学校昇降口前まで運行する対応を行ってまいりましたが、そのことにより二次的な事故が発生しないよう教員と一緒にバス運行会社の方が11月の平日の朝夕の3時間をボランティアで無線誘導をご協力いただくなど、地域の皆様からもご協力をいただいております。

次に、2要旨目の暗い道を徒歩で帰る生徒もいるようであるが、そのような状況を把握し、安全な対策を取っているかについてお答えいたします。

声かけ事案や付きまといなど身に危険を感じた場合の対処方法や、交通事故防止のためかばんや衣服などに反射材をつけることはもとより、緊急時にはコンビニや近くの駆け込める場所に逃げるよう指導しております。また、事情があって下校が遅くなる場合は必ず保護者に迎えに来てもらうなどの対応を行うよう学校に指示しております。

次に、3要旨目の保護者や地域住民からの意見や要望を今後どのように取り入れていくかについてお答えいたします。

これまで地区からの要望といたしまして、イノシシや熊の目撃情報から中学校スクールバスのバス停を自宅付近に移動してほしいという要望がございました。バス会社と一緒に運行ルート上の安全な場所であることを確認したり、移動先の土地所有者の了解を得るなどして可能な限り対応しておりました。その他のご意見やご要望につきましては、教育総務課や学校を通してのご連絡のほか、住民懇談会等におきましてご意見等いただき、児童生徒の安全を最優先に緊急性の高いものから取り組んでまいりたいと考えております。また、所管外の施設等につきましても各課と連携を図り、町として関係機関に連絡するなどの対応を行ってまいります。

よろしく願いいたします。

議長（今野善行君）

ということで、暫時休憩したいと思います。再開は午後1時からといたします。

午前 11時56分 休憩

午後 0時59分 再開

議長 (今野善行君)

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

櫻井 勝君。

5 番 (櫻井 勝君)

お昼を挟みましたが、登下校時の安全対策強化について教育長からご答弁をいただきましたので、再質問をいたします。

まず安全対策についてですが、年度当初に教職員による通学路点検、あとPTAと関係機関で危険箇所点検を実施しているとのことご答弁でありましたが、関係機関というのはどのような方たちのことを示しているのか、お答えいただきたいと思います。

議長 (今野善行君)

教育長八巻利栄子さん。

教育長 (八巻利栄子君)

ただいまの櫻井議員の再質問にお答えいたします。

PTAはPTAの役員の方とかPTAの安全担当の方ですが、あとは交通安全協会の方も一緒にというところで実施した学校があるように伺っております。

議長 (今野善行君)

櫻井 勝君。

5 番 (櫻井 勝君)

交通安全協会の方々が一緒にということではありますが、私の地元の学校ではいつもだと6月頃に保護者と先生、あと各行政区長を交えた地区懇談会というのを開催して話合いの場を持っております。それで各地区の危険箇所等の確認だったりあと通学路の安全性がどうなのかとか、あと地域での事故の可能性の想定される場所なんかを洗

い出しなどをして危険箇所マップというのを毎年更新しております。私自身もPTAだった頃にもそういったことがありまして、まだ継続しているのかなと思っておりましたが、吉岡小学校でもホットスポットマップというのがあるとお聞きしています。これは町内、各学校全てPTAと行政区長さんたちとかを交えての地区懇談会などを経て危険箇所マップの製作とかそういったことは行われているのかどうか、お伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

ただいまの櫻井議員の再質問にお答えいたします。

吉岡小のホットスポットマップの件につきましては、私どもも紹介いただいて承知しておりますし、早い時期にたしか5月ぐらいにもう作成して、前年度に作って5月に学校が始まって周知したというところで、かなり立派なものが、今どきという言い方はなんですけれども、紙ではなくスマートフォンでいつでも確認できるようなものを作られたというのは聞いておりました。なかなかいい取組だなというふうに思っていたところですが、全ての学校さんでそのようなことをやっているかという、ちょっとそこまでは申し訳ございませんが把握しておりませんでした。なお、いい取組については何らか紹介する機会等も持てればなというふうに思っていたところでございます。

以上です。

議 長 （今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

全ての学校でやっているかどうかは不明だということですね。私は全ての学校でやっているものだと思ひましてちょっと安心したという答えを考えていたのですが、ちょっと違うのかなと思っていました。

そういった地域との話合いの中でいろんな意見が私の地元のほうでは出てきております。例えば、過去に通路脇の池だったり用水路だったりそういったところにフェン

スが設置されていないとか、あと横断歩道の脇の畑に直径30センチ深さ1メートルぐ  
らいの謎の穴が開いているといったような、これは親の方からは出なかったんですが  
地域の行政区長さんたちがそういうことを言ったと。言ったというか、そういうのは  
発見したことがあるといういろんな別な目線で見るといろんなことが出てくると思う  
んです。数年前、実際にやった話ではありますけれども、放し飼いにしている犬がい  
て、とても怖くて自転車で帰れないという話を聞いたことがあります。また今年6月  
の地区懇談会ときには、現在もなんですけれども、歩道上に木が覆いかぶさって、  
なかなか夏近くになると生い茂ってきますから自転車で通行するのも頭がぶつかった  
りして危ないというそういう話も聞いております。そういった話を危険箇所などを町  
としてはどの程度把握されているのかお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）  
教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）  
それでは教育総務課長のほうから答えさせたいと思います。

議 長 （今野善行君）  
総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 （菊地康弘君）

それでは櫻井議員の再質問にお答えさせていただきます。

総務課のほうには各学校PTA、あと周辺の危険箇所を確認した上でここが危険だ  
ということで何件かお話をいただいております。例えば宮床地区ですと通学路の脇、  
のり面がありまして、そこに側溝がありそこに大きなますがあつてそこが開いている  
のでそこを何とかしてほしいという要望、あとそういう部分は管理者のほうにお話を  
しまして対応をお願いしておりました。あと最近ですと、都市建設課のほうから情報  
がありまして、落合地区の県道があるんですけれどもそののり面が崩れていたと。  
その部分を確認しますと宮城県のほうの土地でしたので、そちらのほうの土砂撤去  
のほうを都市建設課から要望し、既に現在その部分一部木の伐採、あと大きい1トン  
パックの土のうを6つほど置きまして土砂崩れがないように対応しているというよう  
な情報共有もしておりましたので、所有者を確認しながらそれぞれ対応させていただ

いておりました。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

今のお話にもありましたように、県道沿いの岩の落石というのが今年のお盆前8月の頭ぐらいにありました。それで大体縦で1.5メートル、横で2メートルぐらいの岩だったと思うんですが、それがのり面から落ちてちょっと縦になっていたんですね。ちょっと不安定だなと思って非常に危ないと思ひまして、私も県のほうに連絡していただいて応急処置はしていただいたんですが、夏休み中だからかなと思ってはいたんですが、夏休み明けても赤いカラーコーン2つしか置かれていませんでした。それがちょっと危ないし、あと日に日に崩れて割れてきていたんですね。だからどっちに倒れるか分からないというとても危険であったと思っておりましたので、夏休み明けてもそのままだったのでちょっとまた関係機関のほうに言ったら、今答弁にあったようにフレコンで周りを囲って危なくないよということでしたけれども、そこと同じ場所に倒木も先月ありまして、岩が崩れているということは上の木が固定されていない状態になっているのが結構あるんです。それで倒木があったと思うんですが、それは次の日に撤去していただきました。ただその倒木も歩道を覆うような形で倒れていたんで、そこを通る子供たちがちょうどいなかったからよかったです。そこ一帯は過去にも倒木や小さな崖崩れなどが何度もあった箇所であります。岩が崩れたのが8月の初め頃だったんですが、たまたま10月頃から熊の目撃情報が頻繁にあって、自転車で通う子供はいなくなったんですが、やはり夏休み明けまでカラーコーンだけの状態でしたから、これもしやっぱり通学中の児童に岩とかあと倒木、こういったものが直撃したらと考えるととても怖いなと思ひていました。一応県道ということで県がしてくれるのだろうと思ひますけれども、大和町内の小学校の通学路ですから、やはり速やかに県に要請していただいて子供たちの安全の確保をするべきであり、関係各所と先ほどもありましたけれども連携して対処すべきであると私は思ひますが、教育長はどうお考えでしょうか。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

ただいまの櫻井議員の再質問にお答えいたします。

やはり学校周辺の危険箇所などについては比較的学校のほうから情報が入りやすいんですけども、通学路の学校から離れたところとなりますとどうしても地域からの情報ですとか、子供からの情報ということが主になりますので、その辺についても改めて細かに確認をすることが大事だなというふうに、今議員のお話から感じたところですし、先ほど最初にございました地区で区長さんを交えた危険箇所確認というのも、情報をこちらのほうにも必ず上げていただくようお願いすべきだなというふうに感じました。

なお、今お話のありましたとおり通学路ですので、通学路で万が一事故があった場合には、やはり昨日も申し上げましたが「行ってきます」と言った子供が「ただいま」と帰るまさに途中ですので、安全に配慮すべきことなのかなというふうに考えます。関係機関その他と連携しまして、働きかけを早急に行いたいと思います。

議 長 （今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

そのみならず、町内の各小学校、中学校の通学路にもそういった危険な場所が探してみれば幾つでもあるかと思われますので、地域の協力をいただきながら危険箇所の洗い出しをしていただいて、子供の安全確保につなげていていただきたいと切に願います。

それから、昨年9月の定例会議で私は町所管施設における不審者対策についてという一般質問をさせていただきました。そのとき、不審者に対してのいろいろな対策のやり取りを町長とさせていただきましたけれども、その数日後、私ごとで恐縮なんですけど、高校時代の恩師の先生から電話をいただきましてめちゃくちゃ怒られました。というのは、不審者対策というのはやはり道具とか方法とかそれはもちろん大事なんですけれども、その先生いわくですけれども、子供たちが下校途中に擦れ違った人たちの顔を見て「こんにちは」「さようなら」と挨拶することが一番大事なんだよと教えられました。それは何かというと、ある本に載っていたんですが、ちょっと紹介い

たしますが、登下校時の挨拶運動は不審者対策に一定の効果があるとされています。具体的には、地域の子供たちや保護者、通行人が積極的に挨拶を交わすことで見知らぬ人物や不審者が地域に入りにくくなる効果があります。また、挨拶運動を通じて地域の見守りの意識が高まり、異変に気づきやすくなることも期待されると書かれています。不審者というのは自分を見られたりとかあと自分に関心を持たれたりするのがとても極端に嫌うということですので、一定の効果はあるのかなと思っていますが、教育長、挨拶運動の重要性についてどうお考えかお伺いいたします。

議 長 (今野善行君)

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 (八巻利栄子君)

ただいまの櫻井議員の再質問にお答えいたします。

私は挨拶は指導の順番でいったら一番かなというふうに思っておりますし、しばらく前は人を見たら挨拶しろと子供たちには教えておりました。ただ、世の中の様々な変化がございまして、例えば知らない人に声をかけられたら逃げなさいとかそういうふうに世の中がなってきたときに、今申し上げたとおりみんなに挨拶しろというのが適切でないのかなというふうに自分自身迷いが出る時期もございました。ただ、議員おっしゃりましたとおり、ハード面の防御ということもありますが、ソフト面のそれも太陽と北風じゃないですけれども、北風のほうではなく太陽のような感じで挨拶という形で防衛ができるということも非常によい考えだなというふうに改めて思い直しました。これは子供に限らず大人もですけれども、挨拶できることは何よりも大事だと思いますので、そのような観点からも挨拶の必要性を訴えられたら改めていいのかなというふうに思います。

以上です。

議 長 (今野善行君)

櫻井 勝君。

5 番 (櫻井 勝君)

挨拶、とても大事なことです。ぜひ学校だけでなく家庭でも共有していただければなと思っています。

それでは2要旨目に入ります。

吉岡小学校の児童や大和中の生徒で下校途中で国道4号線の東側地域が主なんです  
が、吉岡東地区や柴崎、舞野地区へ1人で歩いて帰る姿をよく目にします。これはや  
はり複数で下校するのが望ましいと思います。答弁にもございましたが、複数で帰る  
ような指導をしておりますということでしたが、それでも現実的に1人で帰る子供を  
よく見かけます。これは何か複数で下校できるように何かルールづくりとかそういつ  
たものが必要なのかなと私は思うのですが、何か対策はお考えでしょうか。

議 長 (今野善行君)

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 (八巻利栄子君)

ただいまの櫻井議員の再質問にお答えいたします。

小学生が下校する時間は小学生ということもあって明るい時間に帰らせるというこ  
とで行っていただいていると思いますが、議員もご承知のとおり中学校になりますと  
やっぱり部活動がありまして、答弁でも申し上げたとおり日没に合わせて下校時間を  
設定していることもございますが、遅いときは6時過ぎでしたり早くても5時ぐらい  
ということがありますので、夏場はいいにしても冬場はかなり暗い時間に下校するこ  
とになってしまっております。同じ学年とかで近所の子同士で帰ればそれがベスト  
だと思うのですが、どうしても部活の時間が終わるのも種目によって、例えば天候に  
よって外の部が早く終わったりとか違いができるので、同じ部の子供同士がどうして  
も一緒の方向で帰ることが多くなるかと思えます。ただ、複数で帰るようにするこ  
うのは防犯上好ましいことだと思えますので、何かしら工夫できないかというところ  
は学校と共に考えたいなと思えます。

以上です。

議 長 (今野善行君)

櫻井 勝君。

5 番 (櫻井 勝君)

ぜひ、そういった複数で帰れるような対策が何かあればしていただきたいと思っ  
ております。

あと先ほどお話にもありましたけれども、部活動について日没に合わせた終了時間ということでありましたけれども、日没は今4時半ぐらいですか。それで帰るとなった場合、ちょっと遅れて5時に帰るといったときに、今度親御さんが迎えに来るのも仕事がまだ終わらずというところもあると思うんです。そういったことをどうしたらいいとかいろいろな考えがあるかと思いますが、緊急時にはコンビニや近くの駆け込める場所に逃げるよう指導しているという答弁でありましたけれども、なかなかコンビニがあるところはあるんですがないところはないし、駆け込んでいけそうなところもありない場所もあるかなと思っております。ましてや本道から横に入ったときになおさらそういうところがあるのかなと思っておりますが、やはり日暮れの早い頃に暗い道で一人歩きする生徒をどうにかできないかと。道沿いの街灯や防犯灯だけではやはり明るさが不十分な場所って結構あるんですよね。どうしても暗い場所を通るという生徒には、例えば小型の懐中電灯とかちょっとしたライトなんかありますよね。そういったものを持たせることも防犯上有効なのかなと思っております。また、そういったところを帰る生徒の父兄に対して、お父さんお母さんに対して1日でもいいですから一緒に学校から歩いて帰ってきていただいて、親の人がこういう暗いところを帰っているのかと気づきとかがもしかしてあるのかなと思うんです。そういった気づいた課題だとか意見なんかを共有するのも必要だと思うんですが、そういったことの必要性について、教育長はどうお考えかお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

ではただいまの再質問にお答えいたします。

保護者の方に通学路を一緒に歩いてもらうことが皆さんかなうなら、それは何よりかと思えます。実際に明るいときでも小学生だったらいいですし、暗くなった時間にどのぐらい暗いかというのを車で送迎しては気づかないことってございますので、願わくはそうしていただくことはありがたいなと思えます。ただ、学校におきましても遅くなって迎えが来る生徒などについては一斉下校とは申しますが、待っている部屋は用意しておりますので、保護者が来るからということがあれば、いつでもここにいてという部屋は準備したりしてございますので、いろんな場面を想定して対応ができればいいのかなと思えますし、なお、保護者のご協力も得られるならばそのような

形でご協力いただくとありがたいかなと思います。

申し訳ありません。懐中電灯等のライトはもちろんそれが無駄なものだから持ってこないようにしろということはないかと思しますので、先ほど議員もお話しされたとおり、どうしても暗くなります。部活動の下校時間って一番早くて5時でございます。4時半に帰りの会等が終わるので、もはやそれでもちょっとだけやって帰るという形なんですけれども、どうしても日暮れぴったりに下校できませんので、必要な対策としてあるのかなというふうに思いますので、その辺も学校のほうに話をしてみたいと思います。

議 長 （今野善行君）  
櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

ライトの必要性については不審者が顔を照らされたりするとどうしてもちょっとひるむという話もありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは3要旨目に入ります。

スクールバスについてお伺いいたします。

宮床中学校のスクールバスが昇降口前まで乗り入れるといった安全対策をしているとのご答弁でしたけれども、熊の目撃情報が盛んに出ていた頃、登校時はいいんですけれども、下校時は自宅の近くまで乗せていってくれたのか、それとも通常の乗降場所で降りていたのか、お尋ねをいたします。

議 長 （今野善行君）  
教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

それではただいまの櫻井議員の再質問にお答えいたします。

実際宮床地区ではありませんが、保護者の方から帰りに近くでというご要望があった件については対応させていただいたところもございますが、全ての生徒について自宅近くでというところは希望がなかった分についてはやっておりませんでした。朝、宮床中学校はどうしても道路が狭いので、バスを上に乗せると帰りも上に乗せたんですけれども、擦れ違いが難しいというところで無線で上と下で今バスが行ったとか

保護者の車が来たというののやり取りでかなり学校さんにもご負担をおかけしたんですけれども、熊がたくさん出没した時期はそのような対応をさせていただいておりました。

議 長 （今野善行君）  
櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

ケースバイケースですね。自宅の近くまで乗せていった場合もあれば、通常は通常どおりということでしょうけれども、私の地元は大和中のスクールバスで走っていますけれども、落合に限らずですけれども乗降場所から自宅までが離れている生徒って結構少なくないと思うんです。それでやはり保護者から自宅まで歩いて帰る間にイノシシだとか熊などに襲われるんじゃないかと。とても心配だよという声を数多く聞いております。それが全員が教育総務課に相談に行ったかというところではないと思うんですが、実際私の近くのちょっと例を挙げますけれども、乗降場所から自宅まで大体150メートルぐらいあるんです。それでその子の自宅から五、六十メートル先に9月半ばにイノシシのくくりわなに熊がかかったという事案がありました。まさに200メートルとかそういった距離で熊が出没して、本人はバスを降りてから歩いていかなきゃないと。家族の支えもあって、家族がいた場合は車で迎えにきたりはしていたようなんですが、それでも紙一重ですよ。熊と距離というのは。そういった保護者から自宅近くで降ろしてもらえないとか、そういった声がたくさんあるんですが、やはりバス会社との決め事とかあと安全上とかそういったものもいろいろあると思うんですけれども、子供たちの安全を考えてそれを最優先に考えていただいて、ぜひとも近くで降ろすとか柔軟な対応が必要なのかなと思うんですが、そういう教育長のお考えをお伺いします。

議 長 （今野善行君）  
教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

ただいまの再質問にお答えいたします。

バス会社さんとの契約というのをございますが、今回の本当に熊の出没に関しては

先ほども申し上げましたとおり、かなりバス会社さんのほうにも子供たちの安全という観点でご協力をいただいたところもございます。ただ、バスを運行するということは、バス単体ではなくほかとの違う意味での安全というところもございますので、落合地区につきましては、私どもが確認しているところでは池についてご要望にお応えできたというふうに聞いておりますが、そのほかもちらに声が届かない分にもたくさんそういうふうに思われた方もいらっしゃるのかと思います。ただ、その辺は今申し上げたとおり、ほかの方への影響とかも考えながら、可能な限り対応できればなどというふうに考えております。議員おっしゃるとおり、安全最優先という考えは当然でございますので、できる範囲でと申し上げるところは心苦しいところですが、可能な限り対応できればというふうに繰り返しになります。思っております。

議 長 （今野善行君）  
櫻井 勝君。

5 番 （櫻井 勝君）

ぜひ柔軟に考えていただければなと思っています。

また、これは先月29日の河北新報なんですけれども、栗原市教育委員会の記事が掲載されていましたが、臨時の校長会議で児童生徒の登下校時の安全策としてスクールバスの乗車要件を緩和して、自宅が近くでも送迎を認める方針を示している。保護者に希望を確認して早ければ来週にでも運用を始めるという記事が載っていました。基準というのが、小学1、2年生は2キロ以上、小学3年生から6年生は4キロ以上、中学生は6キロ以上という現行の基準があるそうなんです、基準に該当しない児童生徒も乗車を可能にするためにバス会社とルートなどの調整を行い、県の出没警報、まだ継続中かと思いますが、が収まるまでは対策を続け、子供たちの安全確保に努めていくという記事が載っていました。

今現在大和町では熊の目撃情報も少なくなってきましたが、来年春に再び冬眠が明けてというか、出没が多くなるとの予測もある中、スクールバスの要件を緩和して乗車を可能にするなどの対策を我が町でも行うべきかと考えますけれども、どのように今後、来年も見据えてなんです、春にはやはり熊がまた出てくる可能性もありますので、そういったことも含めてどういうお考えかお尋ねいたします。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教育長（八巻利栄子君）

ただいまの再質問にお答えいたします。

まずスクールバスに限りましては、その年に何人の生徒が乗るかというのを調査いたしまして運行経路とかを決めておりますので、余裕があったり運行経路を変更せずに乗せることができるなら、本来乗ることになっている子供たちでない子供も乗せることはひょっとしたら可能かもしれませんが、バスに乗るということも必ず安全かというとなんなことでもございませんで、先ほど議員からもお話のあったとおり保護者の理解の上というところもあるかと思ひますし、様々な要件がありますので、バスについて今ここでということは申し上げられませんが、今年熊が実は小野地区で出たときに小学校5年生の子供だということで本来は児童館を利用できなかったんですけども、子ども家庭課さんのご協力で、教育委員会ではないのですが、即児童館利用可能ということに、本当は4年生までだったんですけども、5年生以上も認めるというような対応をしていただいて大変ありがたかったかなというふうに思っております。そういうほかの形でも何かしら対応ができればというところはこれから改めて考えていければなと思っております。

以上です。

議長（今野善行君）

櫻井 勝君。

5 番（櫻井 勝君）

緊急な対策もしていただいているようですので、ぜひとも子供たちの安全を最優先に考えていただいて、町と地域が一体となって子供たちを見守る環境をぜひつくっていければなと思っておりますので、最後に教育長から今後の安心、安全に向けたお考えを一言お聞かせいただきます。

議長（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教育長（八巻利栄子君）

ではただいまの再質問にお答えいたします。

熊の件でしたり不審者の件でしたり、今ご質問にございましたが、それ以外にも子供たちを取り巻く上で様々な危険がある世の中でございます。繰り返しになりますが安全、安心が何より大事ですし、子供たちの命は大事ですので、様々なそのような危険から守れるハード面の整備もそうですし、あと子供たち自身の力も高めていければな。要するにソフト面ですね。知識や力を高めていければなというふうに思っております。今後ともご協力よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 (今野善行君)

以上で、櫻井 勝君の一般質問を終わります。

引き続き、一般質問を行います。

8 番犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

12月定例会議最後の一般質問になります。

今回私は、児童生徒に特化した質問を3件行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに1件目に、配慮を必要としている児童生徒についてでございます。

「ハイリー・センシティブ・チャイルド」(略してHSC)とは心理学者エレイン・N・アーロン博士が提唱した概念で、「人一倍敏感な気質を持つ子供」のことを指しますが、5人に1人が該当するとされております。

また、聴覚情報処理障害(APD)及び聞き取り困難症(LiD)とは音は聞こえるものの言葉を聞き取りにくい症状をいいます。主な特徴として、聴力検査では異常がない、何度も聞き返してしまう、聞き間違いが多い、雑音があると特に聞こえにくい、口頭の指示が理解しづらい、すぐ忘れる、早口や小さな声が聞き取れない、長時間の会話についていけない、視覚情報に頼りがちになるというものであります。

そこで、以下の点について伺います。

1) HSCは本町においても相当数いると推定されますが、それが不登校の原因になっている可能性があると考えられます。教職員への研修、保護者及び町民への啓発など、HSCへの理解、周知が必要ではないでしょうか。

2) APD及びLiDについて正しく理解し関わるために、教職員向けの研修会を

開催するとともに、保護者や町民への理解、周知が必要と考えますが、ご所見をお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

それでは、犬飼克子議員の配慮を必要としている児童生徒についての質問にお答えいたします。

ハイリー・センシティブ・チャイルドは以下略してHSCと言いますが、性格は非常に繊細で周囲の環境や刺激に深く反応しやすい気質を持つ子供のことで、病気や障害ではなく、繊細さゆえに周囲との違いに悩んだり、周りの影響を受けて疲れやすくなるといった特徴があると言われております。また、聴覚情報処理障害及び聞き取り困難症は、以下略してAPD及びLiDと言いますが、APDは音自体は耳に届いていますが、脳でその音響情報を言語として処理する過程に困難がある状態と言われております。LiDは、APDと同様の症状を示しますが、当事者の聞こえているのに聞き取れないという日常的な困難に焦点を当てたより分かりやすい呼称として近年使われているものと理解しております。

では初めに、1要旨目のHSCは本町においても相当数いると想定されるが、それが不登校の原因になっている可能性がある。教職員への研修、保護者及び町民への啓発などHSCへの理解周知が必要ではないかについてお答えいたします。

HSCは病気や障害ではなく、生まれ持った個性、もしくは特徴を表す心理学の概念であります。学校がこの子はHSCであると判断することは難しいと考えます。しかしながら、APD、LiDを含め、特別な配慮が必要な児童生徒はもとより、全ての子供たちにとって安全、安心に学べる環境づくりが大切であると考えます。各学校におきましては、機会を捉えて校内研修と称する様々な研修を計画的に実施しております。HSCにつきましては、以前はその特徴に関する概念がなく、とかく生徒指導上の問題と捉えることもあったように考えますので、改めまして次回の校長会議等で確認し、まずは各学校において全教職員で理解を深める研修を開催するよう働きかけたいと考えます。

次に、2要旨目のAPD及びLiDについて正しく理解し関わるために、教職員向けの研修会を開催するとともに、保護者や町民への理解周知が必要と考えるが所見を

伺うについてお答えいたします。

A P D及びL i Dにつきましても1 要旨目に申し上げましたとおり、一人一人の特性や教育的ニーズに応じた適切な教育を保障するために、教職員の専門性向上に向けた研修を実施することにより、全ての児童生徒が安心して学べる環境づくりを推進してまいりたいと考えます。

よろしく願いいたします。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

再質問をさせていただきます。

1 要旨目のハイリー・センシティブ・チャイルド、これからH S Cと呼ばせていただきますが、人一倍繊細な特性を持つH S Cの子供さんは通告でも言わせていただいたとおり5人に1人が該当されるとされておりまして、このH S Cのよくある行動例としまして、友達や家族の気持ちにすぐ気づいて気を使うとか、あと大きな声や強い光、あと人混みが苦手とか、あとは初めての場所や予定の変更に不安を感じやすい、また失敗を強く気にする、完璧にやろうとする、また芸術、音楽、自然などに深く感動するというこういう特性をお持ちだそうであります。このH S Cはアメリカの心理学者エレイン・N・アーロン博士が1996年に提唱した概念だそうであります。日本では数年前にH S Cの大人版であるハイリー・センシティブ・パーソンに関する書籍の出版が相次いで注目を集めるようになりました。背景にはS N Sの発達で人間関係に気を遣い過ぎて疲れたり、あと息苦しさをを感じる人が増えていることが挙げられているようでございます。あくまでH S Cは病気や障害ではなく、性格の一つなんだそうであります。よく混同されるのが発達障害であります。感覚過敏や細かい点へのこだわり、集団になじみにくいなどの特徴が共通していることから、小学校の低学年までは見分けにくいとされているようであります。ただし、このH S Cは人の気持ちへの共感力が高いという点で発達障害とは大きく異なると言われております。

先ほども述べさせていただきましたが、このH S Cは5人に1人が該当するとされ、本町の子供たちの中にも相当数のH S Cがおり、それが不登校の原因になっているのではないかと思います。そこで、人一倍繊細な特性を持つ子供のH S Cの不登校の原因になっている可能性についてどのように認識されておられるのか、改めて教育長

のご見解をお伺いいたします。

議 長 (今野善行君)

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 (八巻利栄子君)

それではただいまの犬飼議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも申し上げたとおり、この子が明らかにHSCだという診断とか病気ではありませんのでつきませんのでなかなか難しいところではございますが、ただいま議員がお話しいただいた特徴を聞いておりますと、そのような子はたくさんいるなどというふうに思うところです。

私もハイリー・センシティブ・パーソンの話が出たときに、大人ですね。そういうことがあるんだなというのも分かりましたし、そのときから程なくして子供もというところでこういう話が出たのかと思います。今思えば、昔上着をどうしても着れなかった生徒がいたとか、冬でもワイシャツ1枚で、でも手袋はしてたとかいろいろ思い出される子供がおりますので、5人に1人と言われるとひょっとしたらそのぐらいの頻度でいるのかなという気がします。ただそれが直接不登校に結びついているかといいますと、不登校の原因も、きっかけとそれから原因で違うというふうに私も理解しているんですけども、何かのきっかけで不登校にはなるけれども原因はもっと違うところにあるということもございますので、確かに人が怒られているのを自分事のように聞いてしまってという話、女の子でそういう話があったことも以前聞きましたのでそういうこともあるとは思うんですけども、イコール不登校ということは思いませんし、かといって不登校の原因になっていないというふうにも思いません。ひょっとしたら一定数そのような理由から学校に行きづらいというふうに思っている子供たちがいるのかもしれないというふうには思っております。

以上です。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

ご答弁ありがとうございます。

やはり当然子供自身は自分がH S Cであるという自覚はないと思います。また、保護者としても自分の子供がH S Cであるという認識はあまりないのが現状ではないかと思われます。正しく理解することで、教員や保護者も子供に対する言動や対応が違ってくると思います。正しい理解が必要で、学校で行われている懇談会やあとP T Aの研修会、また学校便りなどを活用して、保護者にH S Cについて伝えていただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

議 長 (今野善行君)

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 (八巻利栄子君)

ただいまの再質問にお答えいたします。

まずは教職員のほうで研修会をという話をさせていただきましたが、保護者についてもそのような知識を持つことも必要かと思ひます。何かの機会を捉えて情報を提供できれば、まずは先生方全員が知って対応する。要するに特別支援の子もそうですけれども、配慮を必要とする生徒、児童というのはたくさんおりますので、そのこともひっくるめてどのような配慮ができるかという観点で学校のほうは考えますが、保護者としたら自分の子を改めて見てもらうという意味で大切かもしれませんので、考えたいと思ひます。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

まずは先生方の研修会というお話でございました。教職員の研修とともに例えば見守り隊の皆さんなどもいらっしゃいます。こういった子供がいるということを知っているのと知らないのとでは対応が違ってくると思ひます。教員、保護者、または地域住民に対してH S Cへの正しい理解が図られる取組を期待したいと思ひますが、この点はいかがでしょう。

議 長 (今野善行君)

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

ただいまの質問にお答えいたします。

学校便り等を使って情報提供すれば地域の方にも広まるということもございますが、対応することを観点に教職員の理解が何より先かなというふうに思っておりますので、広く世の中でこのような子がいるということを知っていただくのも必要かなというふうに考えているところです。

以上です。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

対応のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

2 要旨目の A P D 及び L i D についての聴覚情報処理障害とあと聞き取り困難症とは、音は聞こえるものの言葉を聞き取りにくい症状を言いますが、主な特徴として、聴力検査では異常がない、何度も聞き返してしまう、聞き間違いが多い、あと雑音があると特に聞こえにくい、口頭の指示が理解しづらい、すぐ忘れる、また早口や小さな声が聞き取れない、長時間の会話についていけない、聴覚障害に頼りがちになるといふものだそうでございます。音や言葉は空気の振動で外耳から中耳、内耳へと伝わっていきますが、内耳の蝸牛、カタツムリに牛と書いて蝸牛で電気信号に変換されて神経から脳に達します。A P D 及び L i D については耳から入った音の情報を脳で処理して理解する際に何らかの障害が生じる症状と考えられていますが、診断基準や治療方法が確立されていないのが現状だそうであります。そのため、その人の状態を理解してその人に合った対応方法を見つけて周囲の理解を得ながら環境を整えていくことが大切と考えます。学齢期の子供の場合、先生の言葉がよく聞こえるように教室の座席を前にしたり、また社会人であれば、電話を受けない仕事に就くなどが考えられるそうであります。また、補聴器やスマートフォンなどの文字音声化アプリといった補助道具が有効な場合もあるそうであります。

先日、公明党宮城県本部としまして A P D の講習会があり、私も初めて A P D について詳しく知ることができました。このような症状について本人や周りの人が理解し、その人に合った対応を考える上でも、教育現場を含めまずは周知を図るべきであると

考えますが、所見をお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

ただいまの犬飼議員の再質問にお答えいたします。

先ほどのHSC同様、APD、L i Dについても配慮を要する子供という観点については同じですので、同じように周知を図ることは必要と考えます。こちらについてもしかるべき早い時期に、教職員に対して研修を深めるよう促したいと思います。

なお、APDの子供につきましては、実は私は実際に会ったことがございまして、それは保護者の方から申出がございました。やはり特徴が今議員お話ししたとおりありますので、どうしても怒られてしまう。どちらかというと、注意されたり怒られたりすることが多くて、保護者の方も本人話を聞いていないわけじゃないんだけどもということも常日頃聞いていらっしやったそうで、それでいろいろ調べてみたらどうやらAPDだということを書いてもらえたというので、学校側として適切な配慮をする上で保護者の方にどういうことをしたらいいですかと伺って、こういう形でということをお話ししていただいてということもございまして、やはり先ほど5人に1人という話もございましたが、一人一人に寄り添った指導、適切な配慮をする上では大事なのかなというふうに考えます。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

ありがとうございます。そのようなお子様に会ったことがあるということで、ぜひ適切な配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

先ほどはHSCの5人に1人の話でしたが、APDについては海外の研究データによりますとAPDの子供の出現率は7%とするデータや、あと学童期では2から3%の子供がその症状を訴えているというデータが報告されているそうであります。しかしこれはあくまでも海外のデータでありまして、日本ではAPDの認知度が低いため、患者数も未知数となっているそうであります。

そこで、本町の教育現場においてAPDがうたわれるような児童生徒がいるのかどうか聞こうと思ったんですが、今のご回答でありましたので、この質問は飛ばさせていただきます。すみません。

次に、相談や事例が先ほどもあったということですが、やはり特に子供の場合はそれが当たり前だと感じている場合もあるのではないかと思います。診断基準が具体的にはないと先ほど申し上げましたが、令和6年の4月に国立研究開発法人日本医療研究開発機構でLiD、APD診断と支援の手引きとして報告書が作成されております。この手引きを活用することで、言葉の聞き取り検査までできればクリニックレベルでの確定診断が可能となったそうであります。このLiD、APD診断と支援の手引きによりまして、LiD、APDの診断や支援を行う病院が全国規模で増え、社会的な認知度や理解が得られて、当事者の不自由さが軽減されることが期待されております。

また、LiD、APDについては公式のマークがあるそうであります。かわいいコアラのデザインで「聞き取ることが苦手です」、あと「ゆっくりお話ししてください」と書かれているそうであります。このマークは個人や商標を問わず、誰でも利用可能なそうであります。このマークの普及啓発と、あとAPD、LiDについて正しく理解し、学校や職場などで本人に合った対応が図れるようにするため、まずはホームページや広報紙での周知、また教職員への研修会の実施などもぜひ取り入れていただきたいと考えますが、再度ご所見をお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

ただいまの犬飼議員の再質問にお答えいたします。

公式マークまでであるというところで、大分医療のほうでも進んでいるんだなというふうに今お話を聞いていて思いました。障害や病気ではないというお話でしたけれども、やはり議員のお話からも不自由さを何よりその子が感じているというところが難しいところがございますので、配慮を必要な子供たちの中の一つの例としても教職員にとっては知っておくべきかなと思いますし、なお特徴的な行動だったり特性というのが列挙されておりますので、その辺りを観点に、改めて子供を見るということの大切さをお話しできればと思いますので、早い機会に研修会を持てるようにしたいなど

いうふうに考えます。

以上です。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

早い機会に研修会を持っていただくということでございます。ぜひ進めていただきたいと思います。やはり認知度が低いこの症状について、教職員や町民の皆様が正しく理解していただくために周知を期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2 要旨目の児童生徒の安全対策についてでございます。

長期休業中、夏休みや冬休みなどに災害が起きた場合に、子供が留守を守るケースが多いと考えますが、不安の声が聞こえます。日頃の家庭との連携で避難をどのように指導しているのでしょうか。

また、昨今の熊の出没での児童生徒の登下校の安全対策に心配の声が多く聞こえます。町や教育委員会としてどのように児童生徒の安全対策を考えているのでしょうか。

以下の2点についてお伺いいたします。

1) 夏休みや冬休みなどの長期休業中の災害発生時における児童生徒の避難体制について、登校していない時期に地震や風水害が発生した場合、児童生徒の安全確保、避難誘導はどのように想定しているのでしょうか。

2) 災害発生時、熊の出没も含めて「こども110番の家」の活用と連携について、こども110番の家の状況、登録件数、管理体制、標識の更新状況をどのように把握しているのかお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めるところではありますが、暫時休憩したいと思います。再開は2時10分からいたします。

午後2時02分 休 憩

午後2時09分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

では次に、児童生徒の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

本町におきましても核家族化や少子化が進んでおり、長期休業中に子供が独りで家にいるケースが多くなると思われれます。その最中に地震や火災などが発生した場合、学校で身につけた避難訓練の基本行動が独りでいる際も自ら判断し、冷静に行動する基盤となりますので、繰り返し指導しているところでございます。

熊の目撃情報につきましては、10月に入り急激に増加し学校周辺にも出没したことから、校長会議や教頭会議において、保護者への引渡しを検討することや県のホームページから関連の資料を印刷し、熊の生態や熊に遭ったとき、熊が攻撃してきたときなど、具体的な対応を示しながら児童生徒への安全指導を図るよう指示しております。そのほか、熊スプレーや爆竹など全ての学校に配付したり、校庭内のクルミの木の伐採、熊わな設置の要望や小学1年生の下校時間に合わせた道路パトロールなどを行っているところでございます。

初めに、1 要旨目の夏休みや冬休みなどの長期休業中の災害発生時における児童生徒の避難体制について、登校していない時期に地震や風水害が発生した場合、児童生徒の安全確保・避難誘導はどのように想定しているかについてお答えいたします。

子供が家庭に帰る長期休業中に発生した自然災害等から子供を守ることは、保護者の皆様にもお願いしております重要な責務の一つであり、日頃から家庭内においてハザードマップや避難所を事前に確認し、どのような経路で行動するかなどを話し合っておくことにより、児童生徒は混乱時においても安心して行動でき、約束の場所に集まることで家族の安否確認がスムーズになり、2次被害を防ぐことにもつながると考えます。

各学校におきましては、適切に避難訓練を実施し、独りでいるときも正しい避難行動が取れるよう継続して指導してまいります。また、保護者に対して児童生徒と一緒に通学路や緊急避難場所を確認していただくことを伝えるよう重ねて指示してまいります。なお、学校の対応につきましても、大災害が発生した際にはマニュアルに従い、子供たちの安否確認をするなどの対応をすることになっております。

町の対応につきましては、発災の状況や規模等を的確に捉え、学校体育館などを避難所に指定し災害対応を行います。その際は原則として町職員が対応するものの、教職員にもできる範囲での協力をお願いすることで児童生徒の不安を少しでも解消することができると思います。

次に、2要旨目の災害発生時における子ども110番の家の活用と連携について、子ども110番の家の現状、登録件数・管理体制・標識の更新状況などをどのように把握しているかについてお答えいたします。

子ども110番の家は、子供が不審者に追いかけられるなど、事件や事故に巻き込まれそうになったときに助けを求められる地域の協力家庭や商店及び事業所であり、町内の登録件数として現在把握しておりますのは、吉岡小学校区で11件、宮床小学校区で12件、吉田小学校区で15件、鶴巣小学校区で22件、落合小学校区で6件、小野小学校区で75件となっております。管理体制につきましては、各小学校で申請の受付を行い、富谷黒川地区学校警察連絡協議会に報告しております。標識のステッカーの更新等につきましては、同協議会が行っているところでございます。

今後も保護者や地域の皆様のご協力を得ながら、登下校中の児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えます。よろしくお願いいたします。

議長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8番 (犬飼克子君)

前者の質問も、登下校時の安全対策強化をということでございます。私のほうからも児童生徒の安全対策について、違う観点から質問をさせていただきたいと思っております。

ご答弁の中にありましたが、ちょっと1件目と2件目ちょっと似ているので、もしかして前後するかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

子ども110番の家の登録件数・管理体制・標識の更新状況、この吉岡小学校区で11件、宮床小学校区で12件登録件数ですね。吉田小学校区で15件、鶴巣で22件、落合で6件、小野小学校区で75件、この管理体制につきましては、各小学校で申請の受付を行うということでございますが、吉岡小学校区で11件、これは小学校で申請の受付をしていただく。ちょっとこれは多いのか少ないのかといたら、小野小学校に比べたら75件の吉岡が11件、もうちょっと、何でしょう、協力をいただけないものかどうか、この辺把握していればお聞きしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

ただいまの犬飼議員の再質問にお答えいたします。

管理体制の件ですが、富谷黒川地区学校警察連絡協議会、学警連というふうに私ども呼んでるんですけども、その学警連のほうで行っていることで、事務局は黒川高校というふうに伺っております。今回のこの件数につきましても黒川高校の事務局に確認し、それから各小学校に確認したものでございます。数を見たときに、正直私も吉岡小学校は地区の広さの割に、それから人数の割にはちょっと少ないような気も確かにいたしました。ただ、ひょっとしてこれはちょっと想像なんですけれども、前はもっとあったのではないかな。ただ更新がされなかったり、新規の登録がなかったりという状況があって、このような件数になっているのかなというふうに想像したところでございました。

以上です。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

ぜひもう少し広く普及して、今まであったんですけども多分更新されない。ちょっと古くなっている子ども110番の家とか、ここでまだやってんのかなというところもちょっと見受けられるので、更新がされていないのかなというのは納得します。

ちょっと調べてみたんですが、利府町の事例なんですが、利府町ではホームページに子ども110番の家をお願いしたいことと、QRコードとともに、このちょっと小さいと思うんですが、このように掲載されておりました。それで、趣旨、あと活動内容、対応例が載っておりました。また、対応が終了した時点で教育委員会教育部、生涯学習課生涯学習係まで連絡してくださいとあって、また電話番号も載せてありました。そして救急連絡先に消防署、警察署、教育委員会と各小中学校の連絡先がずらっとこのように載っておりました。本町におきましても熊の出没だったり、あと前者の質問

にもあったように、不審者の対応だったり、特にこの熊の出没に対して多くの保護者の方が心配されております。万が一のときに対応していただけるように、利府町のこの子ども110番の家を参考にホームページに掲載すべきと考えますが、この点はどのようにお考えかお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

ただいまの再質問にお答えいたします。

この子ども110番の家について調べましたときに、宮城県警のほうで出している子ども110番の家の皆様へというふうなチラシがございまして、そのチラシに、助けを求めに来た子供の保護をお願いします等と、こういうふうをお願いしますということが書かれておりまして、こちらのほうが配られているものと把握しておりましたが、なお、確かに教育委員会に何ら情報が入らないことも歯がゆい思いをしておりますので、ただいまお話いただいたとおり何らかの形で連絡先ですとか、あと情報が入るような形を考えられればなというふうに考えております。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

ぜひホームページとかに掲載して広く皆様に周知していただきたいと思います。実は我が家の隣にある工事現場事務所には、子ども110番の工事現場と看板を掲げてあります。それで、昨日ちょっと聞いてきたんですが、町外に本社があり、その隣が小学校で、その小学校の隣に本社があるそうです。通学路の歩道の雪かきをその業者さんはボランティアで行っているそうであります。この子ども110番の工事現場で子供たちに何かあればお手伝いできることはしますという、この心強い言葉を言ってくれました。また看板にも下のほうに、何かあったら工事現場の人に声をかけてねと書いてありました。この町内にもコンビニやスーパーなど大和町内、特に吉岡にはたくさんありますので、ぜひ子ども110番の店として協力いただけるように働きかけをしてみたいかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

ただいまの犬飼議員の再質問にお答えいたします。

吉岡地区11件というところで、子ども110番の家が家である場合もありますし、お店である場合もありますし、事業所である場合もありますので、改めてリストを確認、分かればさせていただいて、周知を含めご協力をいただくということを広くお話しさせていただくことは可能なのかなというふうに考えております。

以上です。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

万が一熊が出たとか、あと不審者が出たとか、子ども110番の家のように駆け込めるところがあると児童生徒も、また保護者も本当に大変心強いと思います。日頃から協力していただけるように、子ども110番の家と連携を図って子供たちの登下校の安全対策強化にぜひ進めていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

3件目、子宮頸がんの撲滅に向けてでございます。

子宮頸がんは、がんの中で唯一予防可能でありながら、依然として若年女性の命を脅かす深刻な疾患であります。日本ではHPVワクチンの接種率が一時的に著しく低下した影響により、今後数十年にわたり予防可能だったがんによる罹患と死亡が増加することが懸念されておりますが、これまでの本町の取組内容と今後のさらなる施策についてお伺いいたします。

1、令和6年度及び令和7年度の対象者への啓発の状況と、令和8年度以降、定期接種全学年の未接種者に対して、毎年度接種勧奨通知を行ってはどうでしょうか。

2、HPVワクチンを男性にも接種助成してはどうでしょうか。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは次に、子宮頸がんの撲滅に向けてのご質問にお答えいたします。

初めに、1 要旨目の令和6年度、7年度の対象者への啓発の状況と、令和8年度以降の未接種者に対する受診勧奨通知に関するご質問についてであります。HPVワクチンに関しましては、町ホームページでは情報提供のほか、新規にHPVワクチン定期接種の対象となる12歳に達する小学6年生の対象者及び保護者に対し、毎年4月上旬に定期接種のご案内を送付しており、あわせて、子宮頸がんの現状やHPVワクチン接種の有効性や副反応などに関する情報提供を行い、HPVワクチン接種による感染予防を啓発いたしております。

このほか、令和6年度におきましては、6月にHPVワクチンの未接種者及び3回の接種が完了していない定期接種の対象者宛てに個別に接種勧奨の通知を送付しております。また、HPVワクチン接種の積極的な勧奨の差し控えにより、接種を受けられる機会を逃した方に対する対応といたしまして、令和4年度から時限的に公費でワクチン接種を行ってきたキャッチアップ接種が令和6年度末で終了を迎えることから、広報の4月号、7月号、2月号で3度にわたりキャッチアップ接種の終了を周知し、あわせて、期限内でのワクチン接種の勧奨とワクチン接種による感染予防の啓発を行いました。

さらに令和6年12月、キャッチアップ接種が終了する令和6年度末までに一度でもHPVワクチンを接種した場合は、令和7年度末までに限り、公費で残りの回数分の接種を受けられる新たな経過措置が設けられましたことから、ホームページでの周知に加えキャッチアップ接種対象者及び接種の対象最終年度となる高校1年生相当、年度内に16歳に到達される方ではありますが、その方に対し経過措置の取扱いを個別に周知をし接種勧奨を行っております。

令和7年度においては、HPVワクチン定期接種の新規対象者へのご案内送付のほか、11月に定期接種の対象最終年度となる高校1年生相当の方に対して、定期接種期間が終了する3月末までの計画的な接種を勧奨する個別通知を行い、広報12月号においてもワクチン接種に関する記事を掲載し周知啓発を図っております。

また、令和8年度以降、定期接種未接種者に対する受診勧奨通知を行ってはとのご質問につきましては、子宮頸がんの予防にはHPVワクチンの接種が高い有効性が示されていることから、町といたしましてもワクチン接種による感染予防を図るため、

定期接種の新規対象者及び対象最終年度に当たる方には直接的に接種勧奨を行うほか、未接種者に対する接種勧奨につきましてはワクチン接種率の状況や費用対効果などを勘案をし、勧奨の対象者等を検討してまいります。あわせて、子宮頸がんの早期発見、早期治療につながるがん検診受診の大切さなどにつきましても、引き続き様々な機会を捉え啓発を行ってまいります。

次に、2要旨目のHPVワクチンを男性にも接種助成してはどうかのご質問にお答えをいたします。

男性に対するワクチン接種費用の助成に関しましては、令和4年12月議会において同様のご質問を頂戴しており、国の定期接種化に向けた検討状況を注視してまいると回答いたしましたところでございます。この点に関しまして、現時点での厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会の小委員会における審議の状況につきましては、HPVワクチンの男性接種の定期接種化の検討を進めるに当たり接種回数、予防にする対象疾病及び安全性について引き続き最新のエビデンスを広く収集し評価に努める。費用対効果等については最新のエビデンスを提示しつつ、引き続き議論するというふうにされ、今後も審議が継続される見通しとなっております。

また、感染症予防の観点からは、HPVを女性特有の問題として捉えず、男性も同様に考えていくことは非常に重要であります。ワクチン接種費用は非常に高額でもあり、個人の任意接種に対する費用助成は慎重に検討する必要があると考えております。

以上のことから、当面は引き続き国の審議の動向を注視するとともに、男性に対する接種費用助成に関する県内市町村の動きなども情報収集を行いながら、本町における費用助成の必要性を見極めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（今野善行君）

犬飼克子さん。

8番（犬飼克子君）

再質問をさせていただきます。

まずキャッチアップ接種についてのご答弁もございました。令和7年度末、来年の3月でキャッチアップ接種の延長が終了しますが、ホームページでの周知と、あと広報、あと個別に周知し接種勧奨を行っているというご答弁でございました。最終年度

の高校1年生相当の方に対しては、個別に周知し接種勧奨を行っているということで、キャッチアップ接種に関しましては安心をいたしました。

次に、1要旨目に関する再質問でございますが、令和4年度から6年度までの都道府県ごとの定期接種の接種率が公表されています。接種率の1位は宮崎県で、2位が山形県になっています。過去に宮崎県は子宮頸がんの罹患率、あと死亡率がワーストワンだったんですね。それでワクチン接種率も全国平均を下回っていたそうであります。そのためこのHPVワクチンの普及啓発に令和5年度から2か年計画で取り組んで、全国1位の接種率になったそうであります。

この取組ですが、宮崎県の宮崎市の取組なんですけれども、市長さんがお医者さんなんだそうですね。医師である清山市長のリーダーシップの下、HPVワクチン接種推進に様々な施策を行って、啓発活動の中で何より奏功したのは、接種が完了していない全対象者に送付した個別通知だと言います。予防接種法では、定期接種について送付が原則義務化されていますが、年1回送付の市町村がほとんどで、本町におきましても初年度とあと最終年度に送付とご回答にありましたが、この宮崎市は2023年度は年2回、2024年度は最終年度対象者だけではなく、定期接種を含む全対象者に年4回送付したそうであります。それで、平均を下回っていたのから接種率が1位になったそうであります。この点に関して、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今、宮崎県の宮崎市の事例を基にお話をいただきました。確かに接種勧奨するその回数が多いほど、確かに効果はあるんであるというふうにする反面、このワクチン自体いろいろ副反応も強い中、実際に対象となるお子さんをお持ちの親御さんなりご本人がどのように考えるかというところもちろん考えていただいている接種であろうというふうにする中、物価高騰等に伴いいろんな郵便の費用等々も上がっている中、はがき等での勧奨のみならず、ほかの勧奨の方法もあるやもしれませんし、今後どういうふうな率にすればいいのかという部分、このワクチンを打ったことによって様々ながん予防につながる話は間違いのない話ではありますが、副反応の部分との関係をどう考えるのかという部分、そこも加味をしながらどういったやり方がいいのか、

最低限やらなきゃいけないことはやらせていただいているという認識ではおりますが、今後ちょっと検討してまいりたいと思います。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

HPVワクチンは、HPV感染を防ぐワクチンでありまして、未感染の状態での性交渉前に接種することが最も効果的で、標準接種年齢は中1相当であります。先ほど副反応ということでございましたが、著しく、通告にもありましたが、その考え方が正しく伝わっていないために数十年にわたって予防可能だったがんが接種率が低くなってしまったという、安全性がよく伝わらないために接種率が低かったという時代がございました。それでこのキャッチアップ接種が進んだわけでございます。

それで、このワクチンは未感染の状態での性交渉前に、先ほども言いましたが、初めての性交渉前に接種することが最も効果的で、標準接種年齢は中1相当であります。15歳未満で接種を開始できれば、9価ワクチンなら2回接種で完了することができます。自治体にとっては、1人当たりの費用を1回分減らすことができます。この点について、この2回接種、15歳未満であればこの9価ワクチンなら2回接種で完了することができる、この点について周知されているのかどうかお聞きいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、ワクチンの有効性につきましてはご指摘のとおり、専門家の意向を多くの住民の方に知っていただくように周知するのも我々の職務であろうというふうに思いますので、そこはお伝えをしていただきたいというふうに思います。

3回のところ、接種年齢が早ければ2回で済むというところの周知がどうなっているのかというところについては、担当の健康推進課長より回答させたいというふうに思います。

議 長 (今野善行君)

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 (大友 徹君)

ただいまの再質問、接種回数の周知についてですけれども、接種勧奨の対象としております初めての接種される中学1年生相当、あと昨年度までのキャッチアップの対象者、それぞれに使用できるワクチンの内容と、14歳までであれば、15歳未満であれば2回、それ以上であれば3回必要になりますということは勧奨通知の中でも触れてお知らせをしているところでございます。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

勧奨通知の中にお知らせが入っているということで安心いたしました。

2 要旨目のHPVワクチンを男性にも接種助成してはどうかに移らせていただきます。

どうして男子にもHPVワクチン、ヒトパピローマウイルスのこのワクチンが必要なのかといいますと、このHPVは主に性的接触によって異性間、また、同性間で感染するウイルスであります。HPVは子宮頸がんだけではなくて、中咽頭がん、肛門がん、尖圭コンジローマなどの疾患の原因になることが分かっております。

性的接触を経験する前にHPVワクチンを接種すると、自分やパートナーへのHPV感染を防ぐことができます。日本ではこれまで男性が接種できるのは4価ワクチンのみでしたが、今年の8月25日から9価ワクチンが男性にも接種できるようになりました。この9価ワクチンは現在、世界80か国以上の国で男女ともに定期接種となっております。G7で男性への定期接種を行っていないのは日本のみであります。男女ともに公費で9価ワクチン接種を推進してきたオーストラリアでは、男女ともに接種率が高く、子宮頸がんが近い将来撲滅できると報告されております。

このがんの中で唯一予防できる子宮頸がんですが、子供を持つ世代での死亡率が高いことから、マザーキラーと呼ばれております。この子宮頸がんをぜひ撲滅できるようにしていきたいと思うのですが、この男性に対するHPVワクチン助成は全国の高い首長の推進によりまして、令和4年の3年前の質問のときは、たしか少ない

本当に数えるくらいの自治体でしか助成していなかったんですが、今、現時点では70もの自治体が任意助成を始めております。この自治体で助成する意義として、HPV感染リスクを減らすことができると考えております。

やはりいち早く取り組めば、新規性もまたほかの町から、また子育て世代からも注目度も高く、また、子育て世帯への目玉政策となるのではないかと考えますが、この点について町長のご所見をお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

このHPVワクチンの男性接種については、もちろん自分のためのみならずパートナーのためでもあるということの意味はあることであろうというふうに思うところであります。議員ご指摘のとおり、子宮頸がんのみならず、中咽頭がん、また肛門がん、尖圭コンジローマなどの原因にもなっており、それを防げるというところは理解をしておるところであります。様々その男性接種の場合、今何回打てば有効なのかというような今知見を厚生労働省の科学審議会等の中で協議をされている中、加えて、4価ワクチンで大体3回を接種した場合ですと5万円から6万円ぐらい、さらに9価ワクチンですと8万円から9万円程度の費用がかかるというところからしたときに、本町での年齢別の人口で行きますとそれなりに大きな額の予算が必要になるというところではある中、議員ご指摘のとおり東京都内並びに関東地区の都道府県での接種無料化または補助が始まっているところは私も確認をさせていただきました。議員ご指摘のとおり、今後の指定の子供、子育て支援の1つのメニューとしての考え方もあるのかなというふうな思いもありますが、何分、安定したその財源等をどうやって確保していくのかという部分が一つの課題でもありますし、もう少しちょっと国の動向も見ながら定期的な安定した予算が確保できるかというところも含め、検討していくべき事項であろうというふうに思いますので、引き続き動向のほうを見ながら検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

以上で一般質問を終わります。

議長 (今野善行君)

以上で犬飼克子さんの一般質問を終わります。

これで全議員の一般質問を終了といたします。

- 
- 日程第 3 「議案第 8 0 号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」
- 日程第 4 「議案第 8 1 号 大和町税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 「議案第 8 2 号 大和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 8 3 号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 8 4 号 大和町教育施設に関する使用条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 8 5 号 大和町体育施設条例の一部を改正する条例」
- 日程第 9 「議案第 8 6 号 令和 7 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 1 0 「議案第 8 7 号 大和町営住宅の明渡し等に係る訴えの提起について」
- 日程第 1 1 「議案第 8 8 号 指定管理者の指定について（大和町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」
- 日程第 1 2 「議案第 8 9 号 指定管理者の指定について（大和町生活改善施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」
- 日程第 1 3 「議案第 9 0 号 指定管理者の指定について（大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」
- 日程第 1 4 「議案第 9 1 号 町道路線の廃止について」
- 日程第 1 5 「議案第 9 2 号 町道路線の認定について」
- 日程第 1 6 「議案第 9 3 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について」

議 長 （今野善行君）

日程第3、議案第80号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例から、日程第16、議案第93号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長青木 朋君。

税務課長 （青木 朋君）

それでは、よろしく願いいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第80号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

本改正の内容につきましては、一部複数の課に関連する事項も含まれておりますが、主たる所管であります税務課及び町民生活課からご説明をさせていただきます。

この条例につきましては、説明のため資料を用意しておりますので、別添の令和7年大和町議会12月定例会議議案説明資料（議案第80号関係）をご準備をお願いいたします。

説明資料1ページをお願いいたします。

1の改正の趣旨でございます。

本町では、令和2年2月からマイナンバーカードを用いてコンビニエンスストア等で各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスを実施しております。利用件数は年々増加し、マイナンバーカードの交付率も着実に向上しておりますが、一方で、コンビニ交付サービスに要する年間経費は手数料収入のおおむね5倍ほどになっているなど、費用負担が大きい状況にあります。

こうした状況を踏まえまして、今後さらにコンビニ交付の利用拡大を図りますとともに、マイナンバーカードの普及促進並びに窓口の混雑緩和を図るため、コンビニ交付と窓口交付の手数料を交付方法に応じて区分した料金設定へ見直す改正を行うものでございます。

また、本改正に合わせまして、その他の窓口交付における同種の証明書等の手数料についても、現行の基本手数料200円というものを県内の一般的水準に合わせた300円というものに改定し、地域水準との整合を図るというものでございます。

さらに、固定資産税評価証明書や公課証明書、住民票、謄本等の手数料につきましては、これまで固定資産の証明では土地の筆数や家屋の棟数、住民票謄本等では人数に応じて加算する個別加算方式を採用しておりました。しかし、窓口での筆数等の確

認や加算計算に時間を要し、交付までの待ち時間が長くなるといった課題がありましたことから、窓口での待ち時間短縮、事務の簡素・効率化、計算誤りの防止の観点から手数料1通当たりの一律料金、何筆、何棟、何人であっても300円というものに改めるものでございます。

2の改正概要でございます。

以下の表のとおり、区分ごとに改正後の欄に記載の料金や単位等の内容に改正をするもので、改正後の条例第2条第1項の号順に示しております。特に区分表記が水色のものはコンビニ交付を行っている証明書等になりまして、今回コンビニ交付と窓口交付の手数を交付方法に応じて区分した料金設定としているものになります。

それでは、議案書3ページにお戻り願います。

大和町手数料徴収条例の一部を次のように改正するものでございます。

初めに、税務課の関係部分につきまして私のほうからご説明申し上げ、町民生活課関係分については町民生活課長からご説明をいたします。説明する条文等の順番が前後いたしますが、ご了承願います。

初めに、税務課関係です。

3ページの中段になります。

第2条第1項第19号は、固定資産課税台帳等の閲覧に係る手数料で200円から300円とするものです。

続いて、その下から次のページにかかりますけれども、改正前第20号の固定資産課税台帳記載事項証明交付手数料、いわゆる評価証明書と言いますが、アからウ及び改正前第21号の公課に関する証明を改正後では第20号に統合しまして、区分の表現を固定資産に関する証明というものに改め、その手数料は従来筆数等による個別加算方式を廃止し、何筆、何棟、何品目でも1通につき300円の一律とするものです。なお、この統合に伴い以降の各号は1号ずつ繰り上げるものでございます。

4ページになります。

改正前第22号の納税に関する証明、いわゆる納税証明書になりますが、こちらにつきましては第21号に繰上げ、手数料の単位を1件から1通に改め、加算規定を運用上の取扱いに合わせ1通当たりとし、その手数料は200円から300円とするものでございます。

少し飛びまして、改正前第27号の前各号以外の証明、いわゆる諸証明と言われるものですが、こちらは第35号のほうに繰下げをいたしまして、その手数料は200円から300円とするものでございます。また、これまで改正前の第27号前各号以外の証明に

に基づき運用しておりました、課税証明書及び所得証明書に関する部分を、改正後第26号として新たに規定しまして、その手数料1通300円にしまして、また、いわゆるコンビニ交付になりますが、多機能端末による交付の場合は1通200円とするものでございます。

次に、改正前第28号、第29号、第30号、5ページのほうになりますが第31号は、それぞれ1号ずつ繰上げ、手数料の金額をいずれも200円から300円とするものでございます。

続いて、5ページの下から4行目になります。

第7条は、減免に関する規定になりますが、第1項において手数料の減免から除外する対象として引用している条文について項ずれを整理しまして、記載のとおり改正するものでございます。

6ページになります。

また、同項第1号中の法律命令という表現を一般的な法令に改めまして、さらに第2項を追加しまして、多機能端末、コンビニ交付による申請については減免しないこととして規定するものでございます。

次に、第7条の2第1項第1号中の引用条文につきましても、第7条第1項と同様に項ずれを改正するものでございます。

税務課に関する部分は以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、町民生活課の関係部分につきましてご説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。

第2条第1項第1号戸籍証明書の窓口手数料につきましては、現行措置の450円とし、多機能端末、コンビニ交付による交付の場合は、450円から350円とするものです。

議案書4ページをお願いいたします。

改正後第22号印鑑証明書の窓口手数料につきましては、200円から300円とし、多機能端末による交付の場合は、現行据置きの200円とするものです。

第23号印鑑登録証から、第25号公民権等に関する証明書については、200円から300円とするものです。

議案書5ページをお願いいたします。

改正後第31号ア、住民票の閲覧からエ、住民票等の記載事項証明書までについては、200円から300円とするものです。また、イ、住民票等の写しについては、謄本の場合、人数によるこれまでの個別加算方式を廃止し、1通につき300円とするもので、多機能端末による交付の場合、現行据置きの場合、200円とするものです。

議案書6ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、令和8年6月1日から施行することとしております。

約半年間の周知期間を経まして、年度末の異動時期、繁忙期を避けまして施行する予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (今野善行君)

税務課長青木 朋君。

税務課長 (青木 朋君)

それでは、議案書7ページをお願いいたします。

議案第81号 大和町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町税条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正は、先ほどの議案第80号 大和町手数料徴収条例の一部改正に伴いまして、同条例で定める納税証明書の手数料に関する規定を改正するものでございます。

条文です。第18条の4第2項中、納税証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに200円とするという部分を、納税証明書の交付手数料は、大和町手数料徴収条例の定めるところによると改正するものでございます。

附則でございます。

この条例は、令和8年6月1日から施行するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (今野善行君)

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 (吉川裕幸君)

それでは、議案書 8 ページをお願いいたします。

議案第82号 大和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、一般廃棄物処理手数料のうち、粗大ごみ処理手数料の一部について改正を行うものであります。現在、粗大ごみ処理手数料については、1点につき400円としておりますが、今回スプリングマットレスについて1点につき4,000円と新たに規定するものであります。

改正の趣旨としましては、現在、黒川地域行政事務組合環境管理センターにおけるスプリングマットレスの取扱いについては、処理困難物として専門業者に処分を委託している状況にあります。その処理委託経費は1点につき5,500円となっており、現在の手数料と大きな差異があることから、排出者に対し相応の負担をお願いするため、今回見直しをするものであります。

また、周辺自治体の手数料の状況については、現在の黒川地区3町村より高額に手数料を設定しており、周辺自治体との均衡を図るためにも見直しを行うものであります。

議案書 8 ページでございます。

大和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。別表を次のように改正するものです。

これまで粗大ごみ1点につき400円と規定していたものを、スプリングマットレス1点につき4,000円と、上記以外の粗大ごみ1点につき400円と2つの区分として改正するものであります。

附則であります。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものとしており、黒川地区3町村同時に施行することとしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (今野善行君)

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長兼こども家庭センター長 (小野政則君)

それでは、議案書 9 ページをお願いいたします。

議案第83号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等

の一部を改正する条例です。

今回の改正につきましては、児童福祉法の改正を受け、令和7年9月に内閣府令等の改正を受け、関係する条例の一部を改正するものであります。

第1条は、大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

条例第12条虐待等の禁止、中に児童福祉法の条項を引用するものがありますが、児童福祉法第33条の10に第2項等が追加されたため、法第33条の10各号を法第33条の10第1項各号に改めるものであります。

次に、条例第17条利用乳幼児及び職員の健康診断、こちらの第2項の改正については、家庭的保育施設の利用開始時に健康診断について代替の措置を児童相談所等の健康診断に加え、母子保健法に基づく乳幼児の健康診断も含めるものと改正するものであります。

次に、10ページをお願いいたします。

第2条は、大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

条例第15条特定教育・保育の取扱方針、第1項第1号中、この号及び次号においてについては、改正後の条例第25条において略称規定があるため、これを削除するものであります。

条例第25条虐待等の禁止、中に児童福祉法の条項の引用がありますが、児童福祉法第33条の10に第2項等が追加となったため、法第33条の10各号を法第33条の10第1項各号に改めるものであります。あわせて、幼保連携型認定こども園の職員の場合には、認定こども園法において別途規定があり、また幼稚園の職員においても学校教育法の規定により、認定こども園法により準用する規定となっておるため、別途規定をするものであります。

議案書11ページをお願いいたします。

第3条は、大和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

条例第12条虐待等の禁止、中に児童福祉法の条項を引用するものでありますが、先ほどと同様に児童福祉法第33条の10に第2項等が追加となったため、法第33条の10各号を法第33条の10第1項各号に改めるものであります。

第4条は、大和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

条例第13条の見出しについて他の条例と合わせるため、虐待の防止を虐待等の禁止に改め、本文中、児童福祉法の条項の引用を、児童福祉法第33条の10各号を法第33条10の第1項各号に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上となります。よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 （菊地康弘君）

続きまして、議案書13ページをお開き願います。

議案第84号 大和町教育施設に関する使用条例であります。

大和町教育施設に関する使用条例の一部を次のように改正するものであります。

こちらの概要につきましては、町内の小中学校の体育館にスポットエアコンが設置されますことから、使用の要件を改正し、スポットエアコンの設備使用料について定めるものであります。

下の1条でございます。こちらは趣旨でございます。一部文言の修正のほか、文言を改めたほか、失礼しました。修正前は法令に定めるもののほかとしていたものを、より具体的に社会教育、スポーツの振興及び地域のコミュニティ活動等の場として、学校教育に支障のない範囲で町民の利用に供することについて必要な事項を定めるものとする改めるものであります。

第2条は、追加で使用の要件であります。

第1項は、教育施設を使用することができる団体等は、次の要件を満たすものとする。第1号は、町内に在住または在勤する者が過半数以上で構成されるもの。第2号は、責任者（18歳以上の者に限る）がいること。第3号は、スポーツ活動、社会教育活動または町内における地域のコミュニティ活動等を主な目的としていることとしております。

次の、第3条ないし第10条まで、また、別表第5条関係までにつきましては、条項が繰り下がったものでございます。

次に、14ページをご覧いただきたいと思っております。

（2）の設備使用料でございます。スポットエアコン1台当たりの使用料でございます。使用料の根拠でございますが、スポットエアコンの購入費用、工事費を法定耐

用年数で割戻しまして、さらに1時間当たりの金額を算出しました。そこに1時間当たりの電気代を加算いたしますと、1時間当たり約300円の単価となりましたので、これを根拠といたしました。

次に、午前の部の利用は3時間ですので900円、午後と夜間はそれぞれ4時間ですので1,200円と設定したものでございます。

次に、附則でございます。

この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長 （浪岡宜隆君）

続きまして、議案書15ページをお願いいたします。

議案85号 大和町体育施設条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正につきましては、町内体育施設を町民の皆様、町内企業の皆様以外の方が施設を使用する場合には、施設の維持管理に係ります町の負担状況を踏まえまして、現行の使用料に5割相当額を加算してご負担いただくよう見直しを図るもののほか、スポットエアコンの新規導入に伴います使用料の新設と研修室等の既存冷房設備の使用料を併せて改正するものでございます。

新旧対照表をご覧願います。

第1条は、文言の調整によるものでございます。

次に、別表1の1、大和町総合運動公園施設使用料の（1）貸切利用のうち、備考の10に、陸上競技場、総合運動公園テニスコート、総合運動公園多目的広場の施設を追加し、町民等以外の方が同施設を貸切りで利用する場合には、使用料の5割に相当する額を加算するよう改めるものでございます。

備考の13は、施設名称の文言の修正により改めるものでございます。

次に、（2）の個人使用料に備考を追加し、16ページをお願いいたします。町民等以外の方が個人で施設を利用する場合においても、施設使用料の5割に相当する額を加算するよう新たに規定するものでございます。

次に、3の冷房設備及び照明設備使用料の表中、冷房設備の使用料を暖房設備等と

同額とするため、下線を引いた使用料300円にそれぞれ改定するものです。また、下段にはスポットエアコンの新規導入に伴い、名称、単位、使用料を追加し、新たに規定するものでございます。なお、使用料の根拠につきましては、購入費用及び工事費、電気代等により、それぞれ1時間当たり300円、200円と算出したものでございます。

続いて、別表2の大和町体育センター・大和町武道館施設使用料の備考に5を追加し、町民等以外の方が同施設を利用する場合においても、施設使用料の5割に相当する額を加算するよう、新たに規定するものでございます。

17ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1項では、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2項及び第3項では、使用料等に関する適用につきまして経過措置を規定したものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (今野善行君)

ここで暫時休憩します。再開は3時20分といたします。

午後3時10分 休 憩

午後3時19分 再 開

議 長 (今野善行君)

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 (佐々木克敏君)

議案書の18ページをお願いいたします。あわせて、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書(第8号)につきましても、お手元にご準備をお願いいたします。

議案第86号 令和7年度大和町一般会計補正予算(第8号)でございます。

第1条第1項は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ689万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を148億3,793万7,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書（第8号）の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

17款2項3目農林水産業費県補助金1節農業費補助金につきましては、指定管理鳥獣対策事業に係る交付金24万2,000円を追加するものであります。

続いて、20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整でありまして、665万7,000円を追加するものであります。

歳入は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長（阿部 晃君）

それでは、4ページをお開き願います。

続きまして、歳出でございます。

5款1項3目農業振興費でございます。10節消耗品費につきましては、有害鳥獣対策に係る熊撃退スプレー4本の購入費。11節通信運搬費は、有害鳥獣対策用携帯電話更新に伴う通信費の増額であり、保険料は緊急重量に係る補償費用保険でございます。17節庁用器具費は、熊対応用楯2枚及び熊対策防護ヘルメット66個分の費用で、機械器具費は、有害鳥獣対策用携帯電話更新に係る本体2台分の購入費用でございます。18節負担金につきましては、町有害鳥獣対策協議会に対する負担金で、イノシシ等の有害捕獲頭数の増加に伴い捕獲活動経費の増額をお願いするものでございます。補助金、有害鳥獣被害防止施設補助事業費は、鶴巣鳥屋地区で6.94メートルと地区で設置する有害鳥獣侵入防止柵設置及び管理等に関する1キロ当たり10万円の補助でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長（菊地康弘君）

続きまして、9款5項4目学校給食センター費です。こちらは学校給食センター設備等の更新に係るものでございます。14節であります。こちらボイラー管水槽とい

う設備から水が少し漏れておりました。この設備は給食センター建設当時から使用しておりまして、メンテナンスを行い28年が経過しております。点検業者からも早期の更新を進められておりましたので今回、設備交換に要する費用といたしまして286万円の追加をお願いするものでございます。

一般会計補正予算につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして議案書20ページをお願いをいたします。

議案第87号 大和町営住宅の明渡し等に係る訴えの提起についてでございます。

大和町営住宅の明渡し等に係る訴えを提起することにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、1、訴えを提起する相手方は記載のとおりでございます。

2、滞納額は、11月末現在で14万8,700円。

3、訴えの提起の理由でございます。上記相手方は町営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、町はこれまで再三にわたる納付催告を行うとともに、大和町営住宅管理条例第41条第1項に基づく住宅の明渡し請求に係る訴訟予告を行ってきたところですが、滞納家賃の解消及び明渡しは履行されていないことにより、住宅の明渡し並びに滞納家賃のほか、明渡し請求を行った日の翌日から明渡し完了日までの損害賠償金及び訴訟費用の支払いを請求するため、訴えを提起するものでございます。

4、訴訟の遂行の方針についてでございます。（1）としまして、相手方から滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、その履行が見込まれる場合、かつ退去に伴う正当な手続が履行された場合は和解をすること。（2）は、第1審または第2審の判決の結果、必要と認めた場合は上訴するものとするものでございます。

続きまして、議案第87号関係資料をお願いをいたします。

1ページをお願いをいたします。

今回の住宅明渡しに係ります経過についてでございます。

1の相手方の概要につきましては、資料記載のとおりでございます。

2、滞納状況についてでございます。月額家賃は1万9,400円、滞納月数は令和5

年12月利用分から本年11月利用分までの24か月累積滞納額は44万8,700円でございます。こちらに関しましては、その当時は44万8700円が満額の状況でございまして、以降ご説明をさせていただきますので、その際に保証人からの返納額がございまして減額とされておるものでございますので、よろしく願いいたします。

3、経過でございます。相手方は町営住宅入居時の平成29年12月から令和5年10月使用料分まではおおむね期間内の納入を確認し、翌月の11月分使用料は遅れはありましたが令和6年3月に確認をできていました。その後、現在に至るまで納入の確認ができず未払い状態が続いているものでございます。この間、町では別紙2ページから3ページ記載の対応記録のとおり、再三にわたり電話連絡、臨戸訪問・督促状の発送等納入を促すよう活動を行っておりましたが、相手方からの誠意ある対応が得られず意思疎通が困難な状態が継続しており、今後も改善は期待できないと予測されますので、訴えの提起に至ったものでございます。

4の連帯保証人についてでございます。町営住宅入居中には連帯保証人を立てることとなっております。その連帯保証人からは町営住宅入居時の請書記載の極度額30万円を令和7年11月13日に支払われたことを確認いたしましたので、訴えの相手方から除外するものとし、この30万円を減額したものでございます。

以上の内容から、相手方への滞納家賃請求額につきましては連帯保証人支払額を差し引いた14万8,700円と明渡し請求を行った翌日から明渡し完了日までの損害賠償金及び訴訟費用を請求するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長（遠藤秀一君）

続きまして、議案書21ページをお願いいたします。

議案第88号でございます。指定管理者の指定についてでございます。

現在、平成27年から本年度末までの10年間お願いしております本町のテレビ放送共同受信施設の指定管理の期間が終了となりますことから、現在指定管理をお願いしております4団体に対しまして、引き続き指定管理を行うため議会の議決をお願いするものでございます。

本町の公の施設に係る指定管理として、下記の団体を指定するため地方自治法第

244条の2第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1、指定管理に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理となる団体の名称につきましては、4つの施設と4つの団体ということで記載のとおりでございます。

2といたしまして、指定の期間でございます。令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（今野善行君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長（阿部 晃君）

続きまして、議案書22ページをお願いいたします。

議案第89号 指定管理者の指定でございます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称（大和町生活改善施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）でございます。

申し訳ございませんが、詳細につきましては別冊の議案第89号関係説明資料で説明させていただきますのでご準備をお願いいたします。

1ページをお開き願います。

1、施設の名称及び位置でございます。難波生活改善センターにつきましては、宮床字新田下71番地。舞野生活改善センターは、落合舞野字上舞野東2番地。松坂生活改善センターにつきましては、落合松坂字赤坂4番地の3。中野構造改善センターは、宮床字高屋敷54番地の1。砂金沢コミュニティセンターは鶴巢北目大崎字的場49番地の1。下草コミュニティセンターは、鶴巢下草字迫127番地の1。北目コミュニティセンターは、鶴巢北目大崎字長在家畑44番地の1。向原コミュニティセンターは、宮床字兎野一番6番地の3でございます。これ以降につきましては、財政課所管でございますが私のほうで説明させていただきます。峰コミュニティセンターにつきましては、吉田字峯24番地。高田コミュニティセンターにつきましては、吉田字要害川原55番地の1でございます。

2、施設の管理者となる団体の名称でございます。施設の名称と指定管理者の順に読み上げご説明申し上げます。難波生活改善センターにつきましては、難波地区組合、

以降代表者と所在地につきましては説明を省略させていただきますのでご了承願いたいと思います。舞野生活改善センターにつきましては、上舞野実行組合。松坂生活改善センターは、松坂相愛会。中野構造改善センターにつきましては、中野地区組合です。

2ページをお願いいたします。

砂金沢コミュニティセンターは、砂金沢区。下草コミュニティセンターは、下草区。北目コミュニティセンターは、北目区。向原コミュニティセンターは、向原地区組合。峰コミュニティセンターは、峰コミュニティセンター運営委員会。高田コミュニティセンターは、高田区でございます。

3、指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年。

4、募集方法につきましては、非公募でございます。

5、非公募の理由でございます。前記の各施設につきましては、現在、地区で組織する組合等が指定管理者として受託管理している施設でございます。当該団体につきましては、地域住民の生活改善と豊かな環境づくりを図るという設置目的を理解し、それに沿いました良好な管理を行ってきております。また、これまでの当該施設管理を通じて得た知識と経験により、施設の安全な維持管理を行い、地域に寄り添った豊かな生活環境づくりに寄与した施設運営が認められ、これまでの実績等からも町が求める水準を十分に満たし、今後も安定的な維持管理が期待できることから、当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定に基づきまして、非公募としたものでございます。

6、選定経過でございます。令和7年4月2日及び同年10月16日に開催いたしました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会（以下選定委員会と表記いたします）におきまして、現在指定期間全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法につきましては、前記の理由により非公募としたものでございます。選定に当たりましては、大和町公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱に基づき、総合評価の結果及び関係書類を基に選定委員会におきまして、各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから、指定管理者の候補者として選定をいたしましたものでございます。

7、指定管理料でございます。当該施設管理に係ります指定管理料は無償といたすものでございます。

次に、議案書23ページをお願いいたします。

議案第90号 指定管理者の指定でございます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称。大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設についてでございます。

詳細につきましては、別冊の議案第90号関係で説明をさせていただきたいと思ます。そちらのほうの1ページをお開き願いたいと思ます。

1、施設の名称及び位置でございます。施設の名称と位置につきましては、説明させていただきます。大和町農林経営センターにつきましては、吉田字八合田21番地の3。大和町石倉多目的集落センターにつきましては、小野字長岫14番地の39でございます。

2、施設の管理者となります団体の名称でございます。大和町農林経営センターにつきましては、反町中地域振興協議会。以下、代表者と所在地につきましては説明を省略させていただきたいと思ます。大和町石倉多目的集落センターにつきましては、石倉町内会でございます。

3、指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年。

4、募集方法につきましては、非公募でございます。

5、非公募の理由でございます。前記の各施設につきまして、現在、地区で組織する組合等が指定管理者として受託管理している施設でございます。当該団体につきましては、地域住民の生活改善と豊かな環境づくりを図るという設置目的を理解し、それに沿った良好な管理を行ってきております。また、これまでの当該施設の管理を通じて得た知識と経験により、施設の安全な維持管理を行い、地域に寄り添った豊かな生活環境づくりに寄与した施設運営が認められ、これまでの実績からも町の求める水準を、2ページになりますけれども、十分に満たしておりまして、今後も安定的な維持管理が期待できることから、当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により非公募としたものでございます。

6、選定経過でございます。令和7年7月2日及び同年10月16日に開催いたしました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会（以下、選定委員会と表記いたします）におきまして、現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法につきましては、前記の理由により非公募としたも

のでございます。選定に当たりましては、大和町公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱に基づきまして、総合評価の結果及び関係書類等を基に選定委員会におきまして、各委員会が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから、指定管理者の候補者として選定をいたしましたものでございます。

7、指定管理料でございますが、当該施設管理に係ります指定管理料は無償といたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、議案書24ページをお願いいたします。

議案第91号 町道路線の廃止についてでございます。

下記路線の町道を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、整理番号1番、路線名は町道吉岡吉田線でございます。起点は大和町吉岡字東車堰94番地、終点は大和町吉岡字石川裏47-1でございます。

説明は、別冊の議案第91・92号関係資料によりご説明をいたしますので、ご準備をよろしくお願いたします。

資料1ページをお願いいたします。

今回廃止認定をお願いいたします路線は、都市計画道路吉岡吉田線と重複する路線でございます。当該都市計画道路は国道4号から県道大衡仙台線、都市計画道路は北四番丁大衡線までの区間でございます。現在はそのうちの完成区間であります国道4号から国道457号付近までの区間、図面記載の青色部分の路線につきまして廃止の認定をお願いするものでございます。道路線につきましては、今般未整備となっております区間につきまして、大和町吉岡西部地区画整理事業の整備進捗に伴い、都市計画道路の全線が完成いたしますことから既存路線を廃止いたしまして、次の議案第92号におきまして改めて1路線として認定をお願いするものでございます。

次に、図面下部に青色で記載しております表は、廃止路線の調書でございます。町道名吉岡吉田線、起点終点は記載のとおりでございます。路線延長は1649.2メートル、幅員は31メートルから16メートルでございます。

説明につきましては、以上でございます。

続きまして、議案書25ページをお願いいたします。

議案第92号 町道の認定についてでございます。

下記路線の町道を認定することについて道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして整理番号1番、路線名は町道吉岡吉田線でございます。起点は大和町吉岡字車堰94番地、終点は大和町吉岡字土保田5番地2でございます。

別冊の議案第91・92号関係資料をお願いいたします。

資料1ページをお願いいたします。

こちらの図面の先ほど議案第91号でご説明をさせていただきました路線と大和町吉岡西部土地区画整理事業により整備されました区間を含め、認定いただきたい路線として赤色着色した図面でございます。図面下部に赤色で記載しております表は、認定をお願いいたします路線の起点、終点の位置と路線延長2,277.7メートル及び幅員31メートルから16メートルを記載した調書でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長（児玉安弘君）

それでは、議案書26ページをお願いいたします。あわせて、別冊の議案説明資料第93号関係の1ページをお開き願います。

議案第93号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、宮城県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することにつきまして、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

変更の内容につきましては、説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

説明資料1ページをお願いいたします。

規約第8条につきましては、組合の議員には議員報酬を支給しない旨定めております。次に、規約第10条第5項では、組合長及び副組合長には給料を支給しない旨の定めがそれぞれございました。これらにつきましては、組合設立時から報酬及び給料を支給しない規定となっておりましたが、業務の多様化及び増加、地方自治法の趣旨を

鑑み、地方公共団体の長からなる組合役員及び議員への報酬の支給を可能とするため、規約第8条を削除し、同規約第10条第5項を削るものであります。また、規約第10条第5項を削るため、第6項を第5項に繰り上げるものであります。

議案書27ページをお願いいたします。

宮城県市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約についてであります。

第8条の見出しを削り、第8条を削除するもの。第10条第5項を削り、第6項を第5項とするものです。

附則でございますが、この規約は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で、議案第80号から議案第93号までの説明を終わります。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は5日、あさっての午後1時半です。

大変お疲れさまでした。

午後3時45分 延 会